

法人番号 76

第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書



令和4年6月

国立大学法人

長崎大学

項 目		頁
○大学の概要		2
○全体的な状況		5
○項目別の状況		8
I 業務運営・財務内容等の状況		8
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標	計画の実施状況等	8
	特記事項	20
(2)財務内容の改善に関する目標	計画の実施状況等	28
	特記事項	33
(3)自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	計画の実施状況等	36
	特記事項	40
(4)その他業務運営に関する重要目標	計画の実施状況等	41
	特記事項	46
II 教育研究等の質の向上		49
(4)その他の目標	③附属病院に関する目標	49
	④附属学校に関する目標	54
教育研究等の質の向上に関する特記事項		57
III 予算(人件費見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画		64
IV 短期借入金の限度額		64
V 重要財産を譲渡し, 又は担保に供する計画		64
VI 剰余金の使途		66
VII そ の 他		67
1	施設・設備に関する計画	67
2	人事に関する計画	68
○別表 1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)		69
○別表 2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)		72

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市文教町
坂本キャンパス 長崎県長崎市坂本1丁目
片淵キャンパス 長崎県長崎市片淵4丁目
- ③ 役員の状況： 学長 河野 茂
(平成29年10月1日～令和5年9月30日)
理事数 7名
監事数 2名 (うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 多文化社会学部，教育学部，経済学部，医学部，歯学部，薬学部，情報データ科学部，工学部，環境科学部，水産学部
(研究科) 多文化社会学研究科，教育学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科，熱帯医学・グローバルヘルス研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所 (※1)，原爆後障害医療研究所 (※2)
(学部等の附属施設等)
海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センター (※3)，附属練習船長崎丸 (※3)，附属練習船鶴洋丸，附属先進予防医学研究センター，附属薬用植物園，附属アジア・アフリカ感染症研究施設，附属熱帯医学ミュージアム，附属放射線・環境健康影響共同研究推進センター
※1は，共同利用・共同研究拠点 (単独)
※2は，共同利用・共同研究拠点 (ネットワーク型)
※3は，教育関係共同利用拠点
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,032名 (387名)
(学部 7,475名 (109名)，大学院 1,557名 (278名))
教職員数 3,120名
(教員 1,142名，職員 1,978名)

(2) 大学の基本的な目標等

大学の理念

長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ，豊かな心を育み，地球の平和を支える科学を創造することによって，社会の調和的発展に貢献する。

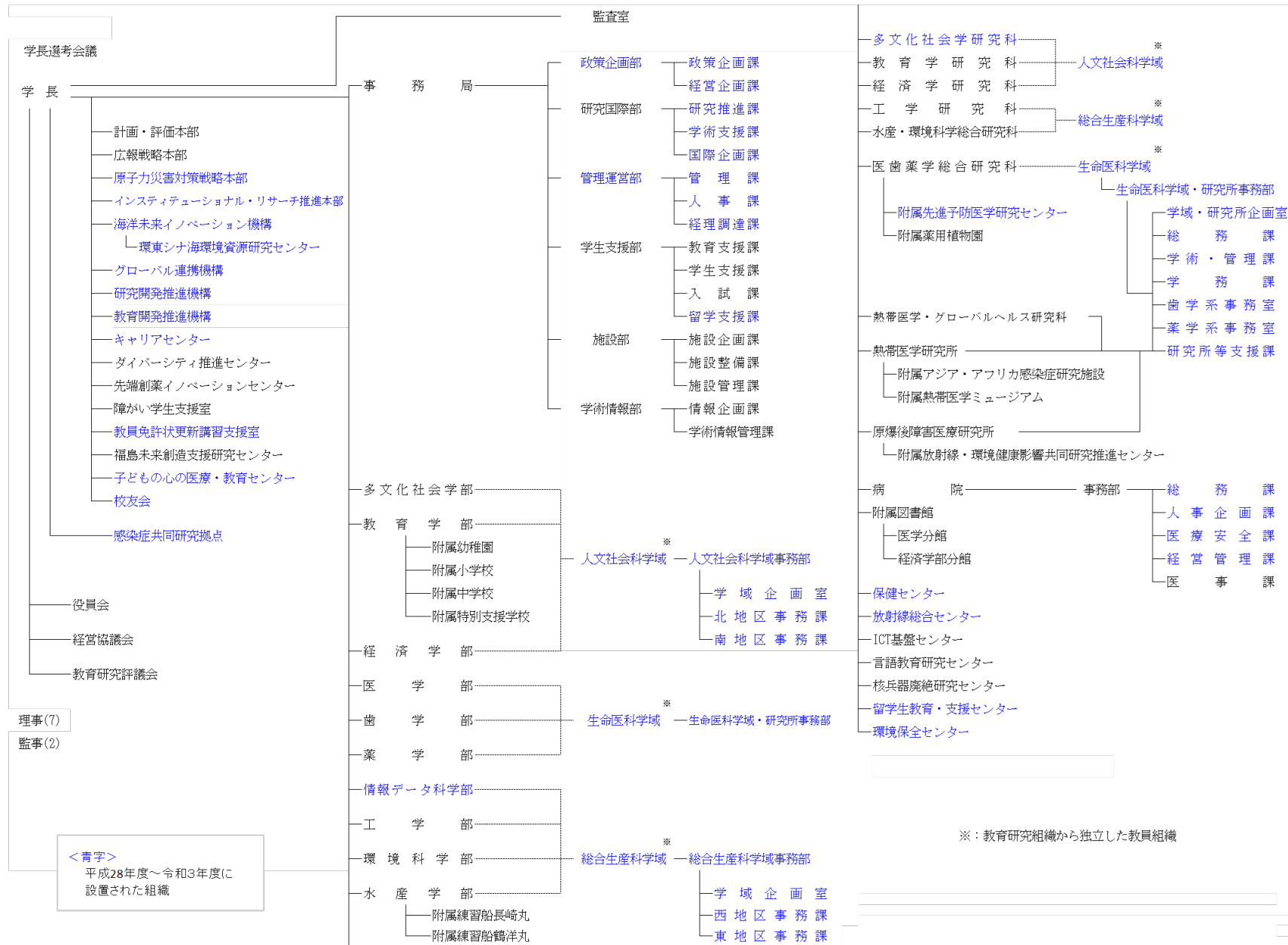
大学の基本的目標

長崎大学は，東シナ海を介して大陸と向き合う地理的環境と出島，原爆被ばくなどの記憶を有する地域に在って，長年にわたり培ってきた大学の個性と伝統を基盤に，新しい価値観と個性輝く人材を創出し，大きく変容しつつある現代世界と地域の持続的発展に寄与する。第3期中期目標期間においては，具体的に以下の項目を基本的目標として設定し，新しい学長主導ガバナンス体制の下，改革を迅速かつ大胆に推進する。

- (1) 熱帯医学・感染症，放射線医療科学分野における卓越した実績を基盤に，予防医学や医療経済学等の関連領域を学際的に糾合して，人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点となる。
- (2) 全ての教育研究領域の高度化，国際化を推進するとともに，国内外のトップレベルの大学との連携の強化及び実質化，管理運営・人事システム改革，学内資源の適正再配置等をとおして，大学全体の総合力を格段に向上させ，世界最高水準の総合大学への進化のための基盤を構築する。
- (3) グローバル化する社会の要請に応えるべく，国際水準の教育，キャンパスの国際化，日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し，地域の課題を掘り下げる能力と，多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する。
- (4) 特に学部教育においては，学生参加型の新しい教養教育と世界標準の学部専門教育との有機的結合により，問題解決能力・創造的思考力・コミュニケーションスキル等の学士力と各専門分野の知識・素養に裏打ちされ，現実の課題に即応できる個性輝く学士を育成する。また，新しい大学教育を高校教育改革と効果的に接続させるため，多面的かつ基盤的な資質・能力を測るための新しい入学者選抜方法を先進的に開発・導入する。
- (5) 地域に基盤を置く総合大学として，地域のニーズに寄り添いつつ，教育研究の成果を地域の行政，産業，保健医療，教育，観光に還元し，グローバル化時代における地方創生の原動力となる。特に，海洋エネルギー，海洋生物資源，水環境，地域福祉医療，核兵器廃絶など，地域社会の持続的発展に大きく貢献し，かつ，地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を重点的に推進する。また，東日本大震災直後から継続している福島との協働を強化し，福島の未来創造に貢献する。

(3) 大学の機構図

○令和3年度（令和4年3月31日現在）



<青字>
平成28年度～令和3年度に
設置された組織

※：教育研究組織から独立した教員組織

○平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）



○ 全体的な状況

本学は、第3期中期目標期間において、以下に要約される5つの基本的目標、(1)人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点の構築、(2)世界最高水準の総合大学への進化のための基盤の構築、(3)多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材の育成、(4)学生参加型の教養教育と学部専門教育の有機的結合による現実の課題に即応できる個性輝く学士の育成及び新しい入学者選抜方法の開発・導入、(5)地球規模の課題解決も視野に入れた地域社会の持続的発展及び福島の未来創造への貢献、を掲げ、教育研究の質の向上と高度化と業務運営・財務内容の改善に取り組んできた。

以下、特色ある取組を中心にその成果と今後の展開を総括する。

【学長のリーダーシップを支える体制の構築と効果的運用】

大学の喫緊の課題に対する施策を立案して学長に提言する学長室WGを設置し、提言に基づく施策を行うことにより、戦略的なガバナンスを可能とした。さらに、アドホック組織である学長室WGを進化させ、学長のシンクタンク機能を果たすことを目的とした「政策企画室」を令和元年5月に設置した。政策企画室には若手教員4名を学長補佐に任命した上で配置し、政策立案機能を更に強化した。

学長室WG及び政策企画室のそれぞれの答申・提言は、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会、役員会等での議論・決定を経て実行に移されている。本学独自の修学・教育・研究支援を目的とした「西遊基金」の設置(平成29年10月)と充実、「キャリアセンター」の設置(令和元年10月)、「多文化社会学研究科博士後期課程」の設置(令和2年4月)などはその例である。

平成31年4月には、学長室WGの提言に基づき、「人文社会科学域」と「総合生産科学域」を設置した。これにより、教員の所属を、研究所等に所属する教員を除き、生命医科学域(平成29年4月設置)を含む3学域に集約した。従来部局等が主導していた教員人事と教育研究のための予算編成を学域単位で行うこととし、部局の壁を越えた人事と予算編成を可能とした。さらに、この機能を確実なものとするために、学域長を執行役員とし、役員懇談会等にも参加させることとした。本学では、部局等の運営会議には、理事、執行役員、副学長又は学長特別補佐が出席することにしており、これに加えて、学域長を執行役員とすることにより、大学本部と部局の意思疎通を進めるとともに、ガバナンス機能も強化することができた。

また、客観的データに基づいた政策立案、意思決定を容易にするために、平成30年1月には、IR室を廃止し、学長を本部長とするIR推進本部を設置した。IR推進本部は、大学運営のために必要なデータを学長・役員等に提供するとともに、全教員の活動状況を教育・研究・国際化・社会貢献・外部資金・大学運営の分野ごとに、全学共通基準で分析・可視化して、その結果を各教員にフィードバックすることにより、各教員が自らの活動状況を全学的な視点から分析することを可能としている。さらに、教員の適正な処遇を進めるために、令和元年7月に、全学共通基準での分析結果を教員の給与(年俸あるいは12月期の賞与)に反映させることを可能とする規則整備を行い、令和元年12月期の賞与から実施した。

教職員・学生の健康増進も重要な課題と捉え、「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を実施した。教職員への二次健診の勧奨と生活習慣改善に係る啓発パンフレットの送付、教職員のストレスチェックの実施、学生に対するメンタルヘルスチェック対象学年の拡大、大学生協と連携した「ヘルシー弁当」の販売、スモークフリーキャンパスに向けたロードマップの策定と無料の禁煙外来の設置などを行った。これらの取組は、職員の二次健診受診率の改善(受診率の推移は「項目別の状況」中期計画35-1(P.42)参照)、メタボリックシンドローム該当者及び予備群減少(平成29年度:21.7%、令和3年度:18.4%)、令和元年8月のキャンパス内全面禁煙の実現などの成果に繋がっている。

【人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点の構築】

本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に「グローバルヘルスに貢献する大学」としての役割を確立できたことは、第3期中期目標期間での大きな成果である。国内9大学(北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、長崎大学及び慶應義塾大学)を構成員とする「感染症研究コンソーシアム」を主宰し、「BSL-4施設」の整備を通じた感染症研究拠点の形成に関する意見交換・方向性の決定を図るとともに、当該施設を用いた感染症研究による成果を創出し、広く世界や地域社会に還元するため、平成29年度に「長崎大学感染症共同研究拠点」を設置した。BSL-4施設の設置について、地元自治体、住民等への説明を重ね、令和3年度に竣工した。これを受けて、令和4年4月には、高度感染症研究センターを設置することを決定し、BSL-4施設を中核とする、特定一種病原体並びに新興ウイルス感染症の克服に向けた最先端研究および感染症対策に資する基礎・応用研究を平時から常時実施する国内初の研究・教育機関としての体制整備を進めることができた。

平成30年度には、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に「グローバルヘルス専攻(博士後期課程)」及び「長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻(博士後期課程)」を設置し、国際連携グローバルヘルス専攻では、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と長崎大学で構成されるJoint Academic Committeeでの審査を経て、いわゆる、ジョイント・ディグリーを取得できる。さらに、同研究科を中核としてロンドン大学衛生・熱帯医学大学院との連携で推進する「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」が卓越大学院プログラムとして採択され、教育を通じてグローバルヘルスに貢献する体制も一層強化することができた。

附置研究所である熱帯医学研究所と原爆後障害医療研究所は、全国共同利用・共同研究拠点としての役割を果たしつつ、顧みられない熱帯病(NTDs)関係者の組織化(日本顧みられない熱帯病アライアンス<JAGntd>設置)、塩野義製薬とのオープンイノベーション型産学連携によるマラリアの予防・診断・治療の研究推進、後述する福島県への復興支援、福島県立医科大学との共同大学院の設置及び「大学の世界展開力強化事業」採択による国内外の人材育成、ケニア・ベトナム・ベラルーシに設置した海外教育研究・プロジェクト拠点での活動等を通じて、

感染症撲滅や原発事故後の医療保健状況の改善に貢献している。

さらに、令和4年4月設置予定の高度感染症研究センターも全国共同利用・共同研究拠点としての役割を担うことが決定している。

【世界最高水準の総合大学への進化のための基盤の構築と長崎大学ブランド人材の育成】

本学は、世界で唯一の被ばく大学として、世界の平和と安全に寄与する使命を有しており、第2期中期目標期間に整備した核兵器廃絶研究センターを基軸に第3期中期目標期間においてもその取組を強化した。北東アジアの非核化を目指す政治・外交プロセス「ナガサキ・プロセス」の構築に向けて、平成28年度には、韓国、米国、中国、ロシア、オーストラリア、モンゴルなどの研究者とともに「北東アジアの平和と安全保障に関するパネル（PSNA）」を設置し、これまで、日本、モンゴル、ロシアにおいて会合を開いた。それに加えて、PSNA ワーキングペーパーとして、急変する国際情勢へタイムリーに対応する形で政策を提言してきた。令和4年3月には、大学として、「ロシアのウクライナ侵攻と「核の恫喝」に対する抗議声明」を発表している。核兵器廃絶のための学術活動を強化する観点からは、平成29年度には、英文国際学術雑誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」の刊行を開始し、核兵器廃絶に係る世界からの論文を発信している。また、長崎県、長崎市、長崎大学の3者によって構成される「核兵器廃絶長崎連絡協議会」のプロジェクトにより、毎年、長崎県内から選抜された大学生世代の若者を、「ナガサキ・ユース代表団」として、核兵器廃絶に係る国際会議等へ派遣するなど人材育成にも力を入れている。

長崎は、出島を介して異文化への窓口であった歴史を有するとともに、宗教や科学における非人道的な負の事象も体験してきた。この歴史を踏まえれば、複雑化・多様化する世界から生まれる諸課題の本質を見極め、その解決策を提案できる人材育成は本学の重要なミッションである。これを実現するために、平成30年度には多文化社会学研究科（修士課程）を新設した。さらに、学長リーダーシップの下、学内関連組織（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンター）の教員を糾合した博士後期課程を令和2年4月に設置し、複雑化・多様化する世界に貢献する長崎大学ブランドの人材育成体制を更に強化することができた。多文化社会学研究科は、核兵器廃絶研究センターとともに、被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、国内唯一の、核兵器廃絶を中心に据えた平和研究も実施しており、大学院でも核兵器廃絶に資する人材を育成している。

本学の教育・研究改革を支える基盤の一つであり、地域イノベーション・エコシステムの形成に寄与する「情報データ科学部」を、本学10番目の学部として、令和2年4月に設置した。

学部の設置にあたっては、学長リーダーシップの下、工学部と教育学部からの学生定員及び教員の移動、他部局等からの教員人事ポイントの移動等、学内資源の再配分・適正配置を強力に推進した。

従来の情報工学分野に加え、データサイエンス分野の研究力により、本学の強

みである医療・保健分野に蓄積されたデータを活用した研究成果の創出や医療支援、長崎県が誇る観光資源に基づいたビッグデータ分析などにより、Society5.0の実現に寄与するとともに、長崎県及び産業界の持続的発展に貢献できる長崎大学ブランドの「インフォメーションサイエンティスト」及び「データサイエンティスト」を育成している。

なお、当該学部の設置計画が本格化した平成31年度には、富士フィルムソフトウェア(株)など情報系企業7社が長崎県に進出しており、これらの企業等と連携し教育研究の成果を地域に還元することにより、地域社会の持続的発展にも大きく貢献できると考えている。

【地域に根ざし、地球規模の課題解決にも繋がる教育・研究を通じた地域への貢献及び福島の未来創造への貢献】

地域社会の持続的発展に大きく貢献し、かつ、地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を推進してきた。

長崎県の海洋資源に注目した取組は一つの例である。長崎県は海面漁業・養殖業産出額が全国2位の水産県である。本学には水産学部があり、教育関係共同利用拠点として環東シナ海環境資源研究センターと附属練習船長崎丸がある。平成26年度に長崎県の3海域が海洋再生可能エネルギー実証フィールドに指定されたことを受けて、海洋環境を保護しつつ、海洋再生可能エネルギー開発と海洋生物資源の利用を可能とするために、水産環境科学総合研究科及び工学研究科から教員を移籍し、「海洋未来イノベーション機構」を平成28年度に設置した。本機構は、海洋エネルギーの開発と利用、次世代型の水産技術革新、海洋環境の保全と管理、及び海洋分野の人材育成に取り組んでおり、平成31年3月には、長崎県の産学官が共同で取り組む「海洋開発をリードする専門人材育成・実証フィールドセンター整備事業」が日本財団助成事業に採択され、令和2年3月から大学内に「長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター」が設置されている。今後、内閣府策定の第3期海洋基本計画に掲げられた海洋開発人材育成の推進のための全国の拠点として機能することを目指している。

平成31年度にはアカデミア創薬を目指す先端創薬イノベーションセンターに卓越教授を配置し、海洋資源を創薬に活用するための大学オリジナルの海洋微生物抽出物ライブラリーの構築を開始した。同センターの卓越教授と大学院生・学部学生が参加する「長崎の地域特性を生かした医水連携海洋資源活用型創薬」事業は、九州経済産業局が募集した知財アクセラレーションプログラムに採択された。

東日本大震災直後から継続する福島県への支援活動では、福島県川内村、富岡町に加え、大熊町の復興支援を開始すると同時に、福島復興を担う若い世代の人材育成に積極的に取り組んでいる。平成31年度には、「大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業（重点枠）」の採択により、福島県の浜通りを「災害・被ばく医療科学」の国内外の専門家を育成する一大拠点とするための取組を開始した。これらの取組は、本学が醸成してきた特色を活かし、地域イノベーション・エコシステムの形成を通じた長崎の活性化に加えて、

長崎モデルを世界に展開することにより地球全体にも寄与していくことを目指すものである。

【今後の展望 ―プラネタリーヘルスに貢献する総合大学への進化―】

グローバルヘルスの重要性が益々増加するなかで、医療だけでは解決しない問題として、深刻な宗教対立や政治対立、地球温暖化の加速、エネルギー・食糧問題など、社会の持続的発展を困難にする地球規模の課題がより深刻化しつつある。これらの諸問題の解決がなければ、本学が取り組んできたグローバルヘルスの更なる発展がないばかりでなく、社会の持続的発展を維持できないと危惧される。すなわち、グローバルヘルスに加えて、文化・政治・経済の観点、資源・環境の観点等から、社会の持続的発展を可能とする取組が極めて重要となっている。このような地球規模の課題に対して、地球の健康が冒されているという認識に立ち、その解決にあたる「プラネタリーヘルス」への進化を加速している。

前述した海洋再生可能エネルギー開発と海洋生物資源の利用を可能とするための取組、核兵器廃絶のための取組、複雑化・多様化する世界から生まれる諸課題の本質を見極め、その解決策を提案できる人材の育成、福島復興のための取組、Society 5.0の実現に寄与し長崎県及び産業界の持続的発展に貢献できるIT人材の育成は、まさに、プラネタリーヘルスへの貢献を進めてきたものと位置付けることができる。

プラネタリーヘルスへの貢献は、本学の教員組織を構成する3学域（人文社会科学学域、総合生産科学域、生命医科学域）のリソースを有機的に糾合し、総合大学としての力を結集して取り組むべき壮大なテーマである。第4期中期目標期間には、世界と地域に目を向けたプラネタリーヘルスへの取組を醸成し、「プラネタリーヘルスに貢献する総合大学」へと進化するための準備として、令和3年度からは、教養教育に「プラネタリーヘルス入門」を全学生の必修科目として開講した。また、「プラネタリーヘルス」を体系立てて理解する参考図書がなかったことから、「Planetary Health: Protecting Nature to Protect Ourselves」の翻訳本出版プロジェクトを立ち上げ、令和4年3月に刊行した。さらに、令和4年10月には「プラネタリーヘルス学環」（研究科等連係課程実施基本組織）を設置することが決定した。本学環では、科学的エビデンスを政策に結びつけ、政策立案、政策決定、政策実行に貢献できる実務家リーダーを養成する博士レベルの高度実務専門家庭教育課程を創設する。

◇産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組

○本部機能強化の取組

令和3年2月に研究推進部門産学官連携推進室及び知的財産部門知的財産室を統合し、新たに産学官連携・知的財産部門産学官連携推進室及び知的財産室とし、組織内における一連の産学連携活動を効率的かつ効果的に推進する体制を整備した。また、令和2年度に産学官連携担当コーディネーター1名及びURA1名、総合生産科学域担当URA1名、令和3年度に知的財産担当URA1名を新たに配置して、産学官連携を推進する人材の増強を図るとともに、産学官連携担当コーディネーターは長崎県産業振興財団へ出向させ、大学のシーズと企業ニーズのマッチング活動等の強化を図った。

○産学官連携を推進するための取組

長崎県の産業振興及び地域の課題解決を図ることを目的として、令和2年7月に研究開発推進機構、長崎県産業労働部及び長崎県産業振興財団の3者で「長崎オープンイノベーション拠点」を立ち上げ、地元企業や誘致企業とのマッチングや研究資金獲得の活動など、将来にわたる地域の持続的な発展に寄与する取組を行った。拠点活動の成果として、令和3年度は「共創の場形成支援プログラム（地域共創分野・育成型）」（JST事業）が採択（令和3年度～令和4年度7,800千円）され、今後は本格型の獲得を目指し、継続して産学官連携活動を推進する。

◇入学者選抜の実施体制の強化に関する取組

「入試作問等に係る教員負担の現状と改善」として令和2年4月から開始した作題体制の見直しとして、令和3年度入学者選抜の一般選抜（前期日程）の共通科目（英語、数学、理科（物理、化学、生物、地学））について、長崎大学学力・実技等検査科目別委員会において試験実施後に出題内容、点検業務、採点業務等に関する総括を行い、この総括及び課題や改善に必要な事項を取りまとめ、理事（教学担当理事）及び副学長（入試・地域教育連携担当）から学長に報告がなされ、学習指導要領を熟知した作題・点検ができる人材確保について令和4年度以降の計画的な準備を進めた。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、組織運営の改善、戦略的な体制整備等によりガバナンス機能を強化する。 ・弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【○人文社会科学域及び総合生産科学域の設置】(P.20) 参照 ・【○政策企画室の設置】(P.20) 参照 ・【○感染症研究者の獲得】(P.20) 参照 ・【○長崎大学公式スマートフォンアプリ開発】(P.20) 参照 <p>その他の取組として以下を実施した。</p> <p>理事、執行役員及び副学長は部局運営会議に参画し、部局における課題等の把握を行った。</p> <p>学長室WGに関する取組として、「寄附金(医学教育研究環境改善基金)による感染症研究者の獲得プロジェクトWG」が令和2年12月に行った学長への提言を基に、令和3年4月、病院に「感染症医療人育成センター」を設置し、感染症医療従事者の育成に向け、感染症専門研修プログラムの運営、キャリアサポート及び生涯教育を開始した。また、「先導生命科学研究支援センター(アイソトープ実験施設)の在り方に関するWG」が令和3年3月に行った学長への報告に基づき、同年10月に、先導生命科学研究支援センターを改組し、「放射線総合センター」を全学的な先端研究・学術推進組織として設置した。</p> <p>政策企画室においては、令和4年10月に設置予定の「プラネタリーヘルス学環」(研究科等連係課程実施基本組織)の第4期中期目標期間における発展について、政策企画部及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科とともに検討を行い、その結果を踏まえた概算要求資料を文部科学省へ提出した。</p> <p>また、IR推進本部が令和2年度に行った「長崎大学の若手教員雇用率向上検討における将来シミュレーション」、「若手教員在職率・採用率の将来予測」及び「女性教員在籍率予測」のデータを活用し、大学執行部において令和4年度までに想定される教員採用による若手及び女性教員比率のシミュレーションを行い、それぞれの特性に合わせた各学域等の若手教員在職率、女性教授在職率及び女性教員在職率の目標値を設定・周知することで、目標達成に向けた全学的な意識向上を図った。さらに、令和3年11月には当該在職率の改善を加速するための方策を反映した「第4期中期目標期間における人事ポイントの配分及び運用方針」を制定し、執行部による単年度ごとの進捗状況の確認を行うこととし</p>

		た。
<p>【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR 室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成 31 年度までに IR 機能を確立する。</p>	IV	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)</p> <p>IR 推進本部において、IR 機能の活用により、教員個人の教育研究等の活動状況を可視化する「教員活動状況分析」を平成 31 年度より実施しており、同分析結果を教員の給与等に反映している（詳細は「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」【○「教員の活動状況分析」の実施】(P.20) 参照）。</p> <p>令和 2 及び 3 年度においては、これまで蓄積した IR データを、「分野毎」・「課題・案件毎」・「担当役員毎」に整理・集約した上で、IR 推進本部ホームページ内へファクトブックを構築し、令和 3 年 3 月から学内教職員に対し公開した。本データは、第 4 期中期目標・中期計画の評価指標を設定するにあたり、第 3 期中期目標期間中の実績を把握するための参考情報として活用した。</p>
<p>【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成 31 年度までに運用する。</p>	III	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)</p> <p>育児・介護支援として、教員を対象としたテレワーク制度を平成 31 年度に導入した。</p> <p>令和 2 及び 3 年度においては、ワークライフバランスの推進、有事の際の業務継続性の確保及び多様な人材の確保を行うべく、学内に設置した「テレワーク推進 WG」にて同制度の見直しを検討した。その結果、令和 4 年度より、同制度の利用対象者を全教職員に拡大するとともに、多様な理由による利用が可能となる新制度での運用開始が決定した。</p>
<p>【24-2】教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに、優秀な若手、外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため、年俸制、クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、拡充する。</p>	III	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)</p> <p>①年俸制の拡充 年俸制導入等に関する計画に基づき、平成 30 年度まで予算措置された年俸制導入促進費により、教員 20 人に年俸制を適用した。 令和元年度以降においては、新たな年俸制を新規採用教員に適用した。 (令和元年度：10 名、令和 2 年度：52 名、令和 3 年度：45 名)</p> <p>※新たな年俸制（令和元年度制定）：新規採用教員等を対象に月給制の評価に合わせた年度評価に応じて業績年俸を毎年改定するとともに 4 年に 1 回の総合評価に応じて基本年俸を改定（昇給）する。</p> <p>②教員活動状況の教員給与等への反映 ・人事・給与システムの弾力化や教員の適切な業績評価体制を構築すべく、「大学教員の勤務成績優秀者等の選考基準について（令和元年 10 月 8 日学長裁定）」に基づき、教員（本部、センター等の教員を除く）の活動状況の分析結果を職階別、分野別に評価し、令和 2 年 12 月期は 100 名、令和 3 年 12 月期は 90 名の教員の勤勉手当に反映させた。</p>
<p>【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率 23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職</p>	IV	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)</p> <p>・仕事と介護の両立支援、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラム（キャリアコ</p>

<p>場環境の管理運営)を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。</p>		<p>ンサルティング、研究支援員配置、リスタートアップ研究費の支給)等の各取組を実施し、多様な人材を生かす研究環境を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性枠設定による学内教授昇任推進事業」による学内登用支援や、「海外派遣支援制度」等による女性教員の研究力向上の支援を継続した。 ・女性研究者サポートオフィスによる女性研究者の研究力向上とネットワークづくりを進めた。 ・当初の予定通り「ダイバーシティ推進学習プログラム」の受講方法・受講科目を選定・確定し、令和4年4月からの管理職、教職員の受講の義務化を開始できるよう整備した。 ・役員における女性の在職率は、本学初となる役員(非常勤監事)及び理事への任命により20%となった。 <p>《数値目標の達成状況》 女性教員在籍率(目標値:23%以上)</p> <table border="1" data-bbox="943 523 1953 662"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.2%</td> <td>20.5%</td> <td>20.9%</td> <td>23.0%</td> <td>23.1%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>役員における女性教職員の在籍率(目標値:10%以上)</p> <table border="1" data-bbox="943 722 1953 861"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>10.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職における女性教職員の在職率(目標値:10%以上)</p> <table border="1" data-bbox="943 922 1953 1061"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.0%</td> <td>11.0%</td> <td>11.0%</td> <td>10.3%</td> <td>13.0%</td> <td>14.2%</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	20.2%	20.5%	20.9%	23.0%	23.1%	23.4%	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	10.0%	11.0%	11.0%	10.3%	13.0%	14.2%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
20.2%	20.5%	20.9%	23.0%	23.1%	23.4%																																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%																																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
10.0%	11.0%	11.0%	10.3%	13.0%	14.2%																																	
<p>【24-4】教育・研究の更なる実質化、高度化、グローバル化を実現するため、学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い、学長裁量経費を拡充する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>令和2及び3事業年度予算編成においては、「第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づく削減方針」に基づく削減を引き続き実施するとともに、当該方針を踏まえた人件費所要額を確保し、予算執行額についても当初予算の範囲内に収めることができた。</p> <p>同様に物件費においても、学長裁量経費(充実分)1億円を両年度において引き続き確保し、中期目標・中期計画及び学長ビジョンの達成に寄与する取組に対し支援を行った。主な事業としては、平成30年度より開始した業務達成基準適用プロジェクト「長崎の地の利を活かした第3の研究コア創出プロジェクト(4年総額240百万円)」が挙げられる。</p> <p>また、第3期中期目標期間において機能強化経費等により重点支援を行っている事業について、第4期における支援の方向性を検討するため執行部によるヒアリングを行い、実績やビジョンを考慮の上、事業の廃止、スリム化、支援継続の決定を行った。その他、「長崎大学アクションプラン 2020-</p>																																				

		2023」における「学域体制の実質化」を促進するため、令和3年度において既存の「学域長裁量経費」に対し、学長裁量経費による拡充措置（20百万円）を実施した。
--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標

・「ミッションの再定義」や社会的ニーズを踏まえ、教育研究組織を見直し、教育及び研究の更なる機能強化を図る。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率 55%を確保する。また、質の高い教員を養成するため、アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の 30%確保、複数免許取得の必修化検討、教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに、平成 29 年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和 2 及び 3 事業年度の実施状況）</p> <p>1. 長崎県における小学校教員の占有率 55%の確保 長崎県における小学校教員の占有率は、令和 2 年度で 29.3%、令和 3 年度で 34.7%となっているが、令和 3 年度における長崎県の小学校教員採用数が 229 名であり、小学校教育コースの学生（平成 31 年度入学者までの定員 125 名）が全員合格しても占有率は 54.6%に留まることから、達成が困難な状況にある。なお、教育学部全体の教員就職率は、令和 2 年度が 67.6%、令和 3 年度末時点では 65.1%であり、第 3 期中期目標期間前の平成 27 年度の教員就職率 50.0%と比較すると上昇傾向にある。このような中で、今までの取組を継続しつつ、以下の改善を図った。 ・大学入試は全ての入試区分で面接を導入し、教職の意欲の高い人材の確保を行った。 また、教職の魅力を開発する取組を強化するために、ポートフォリオの積極的な活用に加え、各種ゼミナール等の講義や教員採用試験対策特別講座で、卒業生や実務家教員等による講話等を増やす取組を行った。 ・教職アドバイザーによる面談指導や実習委員会による意識分析等を継続し、就職委員会、玉園同窓会、実務家教員等が協力して、新たに 3 年生向けのキャリアガイダンス等を行うなど、教職の理解や就職への意欲を高める取組の充実を図っている。 ・学生の学習成果の向上に向けた取組として、毎年実施している授業公開 4 回（参加者合計 20 名）に加えて、附属学校教員による GIGA スクールの体験授業・講演を 1 回及び大学教員による効果的な ICT 活用に関する FD を 2 回実施した（参加者合計 65 名）。</p> <p>2. 学校現場で指導経験のある大学教員 30%の確保 ・令和 2 年度及び令和 3 年度において、学校現場で指導経験のある教員を採用したため、学校現場経験者の割合が、令和 3 年度で 31.3%となり、目標を達成した。 ・令和 2 年度及び令和 3 年度において、教育学部教員（各年度 1 名）が附属学校園で実地研修を行った。</p> <p>3. 組織再編 ・引き続き将来構想ワーキングを令和 4 年 3 月までに 12 回開催し、九州内の 2 大学と合計 7 回の情報交換を行うとともに、新しい教育課程、ゼミナール入試等の入試区分や方法、教員配置等について検討</p>

		<p>を行った。 ・九州内の大学との共同教育課程設置を含む教育学部の再編の方針を令和4年1月に決定し、検討を開始した。</p> <p>《数値目標の達成状況》 小学校教員の占有率（目標値：55%）</p> <table border="1" data-bbox="943 347 1951 488"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.2%</td> <td>34.1%</td> <td>36.2%</td> <td>33.6%</td> <td>29.3%</td> <td>34.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校現場で指導経験のある大学教員の割合（目標値：30%）</p> <table border="1" data-bbox="943 549 1951 689"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.8%</td> <td>22.4%</td> <td>21.5%</td> <td>24.1%</td> <td>31.3%</td> <td>31.3%</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30.2%	34.1%	36.2%	33.6%	29.3%	34.7%	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	18.8%	22.4%	21.5%	24.1%	31.3%	31.3%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																					
30.2%	34.1%	36.2%	33.6%	29.3%	34.7%																					
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																					
18.8%	22.4%	21.5%	24.1%	31.3%	31.3%																					
<p>【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため、本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど、学部・研究科の組織等の見直しを行う。</p>	<p>IV</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【○共同大学院の設置】（P.21）参照 ・【○熱帯医学・グローバルヘルス研究科の機能強化】（P.21）参照 ・【○情報データ科学部の設置】（P.21）参照 ・【○多文化社会学研究科の設置】（P.21）参照 																								
<p>【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため、既存の研究科の組織の見直しを行い、多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。【◆】</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【○多文化社会学研究科の設置】（P.21）参照 																								
<p>【25-4】経済学部では、平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに、グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため、「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に、国内外のビジネス系の大学や学部</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び令和3事業年度の実施状況）</p> <p>「ビジネス実践力育成プログラム」及び「国際ビジネスプログラム」を統括し効率的な運用を行うため「長崎大学経済学部国際ビジネス教育研究センター及び長崎大学経済学部みらい創造センター運用統括会議」を新たに開設した。また、両プログラムの学生が相互に履修できる科目として両プログラムの履修において共通する基礎知識を教授する「Economics Subjects in English(ESE)」や「マーケティング」を設定するとともに、両プログラムの学生へ通知し、プログラム実施の効率性を改善した。</p> <p>また、経済学部として、両プログラムの地元地域や他大学との連携による活動は、これまでの最終報告会での地元関係者への提案、英語力を活かす企業への就職が決まるなど、人材育成を充実する効果</p>																								

<p>及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。【◆】</p>		<p>が高い教育活動として評価し、今後も引き続き学部として推進していく方針を決めた。 令和5年度からのカリキュラム改編に伴い開設される「国際ビジネス」「地域デザイン」「社会イノベーション」の3領域と両プログラムとの連携を強化する方向での検討が最終段階に入っている。 さらに、プログラム固有の科目の一部を3領域の科目として再配置し、開講の確実性を担保した。両プログラムにおける実施状況は以下のとおりである。</p> <p>【ビジネス実践力育成プログラム】 地域の自治体、事業者との連携が順調に進んでおり、その成果は経済学部HPなどで随時公開している。「みらい創造センター」事業として、2021年度プログラム参加学生が雲仙市の9の事業者に協力をいただいた活動を続け、コロナ禍の中での経営について取り組んだ。そのうちの一つのチームは、雲仙市長、雲仙市商工観光部とも連携し、千々石地区の地元スーパーと連携した買物弱者支援事業を開発し、雲仙市の補助金を獲得した。 令和4年2月には、雲仙市長出席のもと、「2月実用化を目指した地元スーパー、社会福祉協議会、地元IT企業と連携活動」の最終報告会が開催された。 学生にとっては、経営課題を自ら発見し解決するプロセスを実践することができ、地域企業にとっても実際の経営に活かすアイデアを得ることができる取組となった。</p> <p>【国際ビジネスプログラム】 令和3年度に大阪府にある桃山学院大学と学術交流協定を締結し、長崎の中華街や大阪のコリアタウンなどを対象とし、日本での異文化・多文化の社会の在り方を学ぶことによるグローバル感覚を養う機会を創出した。 また、学部の枠を超えて多様な社会課題に多面的に対応できる人材を育成するため、学内の多文化社会学部との共修科目を整備した。 コロナ禍においてプログラム参加学生の留学が制限され留学実績は低下したが、オーストラリアのウーロンゴン大学の留学プログラムを活用したオンライン留学を行うなど柔軟な対応を行った。 グローバル人材となるために多様な文化や価値観を理解することが求められ、その有力な経験となる留学に行く学生は、本プログラム参加者が大部分となっており、英語力を活かす企業に就職が決まる者もいる。 令和3年度には、本プログラム参加者1名が三年次早期卒業した。他方、論文執筆能力向上を目的とする「Advanced Academic Writing」と卒論（英語による執筆）の重複を整理する必要性が生じている。これらを踏まえ長崎大学経済学部国際ビジネス教育研究センター及び長崎大学経済学部みらい創造センター運用統括会議・教務委員会・国際交流委員会において効果測定・改善点の抽出・プログラムに関連する科目の責任者へ改善策の提案を行っている。</p>
<p>【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。【◆】</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び令和3事業年度の実施状況)</p> <p>1. 「地域レジリエンスモデル」の構築 環境汚染、自然災害、エネルギー、各研究ユニットのこれまでの成果を統合した「地域レジリエンスモデル」について、モデルを確立したことの妥当性を明示し、モデルの社会実装を推進するために、書籍「地域を強くするための社会環境デザイン(仮題)」(令和4年秋刊行予定)の出版を決定した。 また、地域住民への成果還元の方法として予定していたシンポジウム等の開催は、新型コロナウイルス感染拡大により困難と判断し、上記の書籍の出版を通じて行うこととした。 なお、各研究ユニットにおける取組状況は以下のとおりである。</p>

	<p>(1) 環境汚染ユニット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小浜温泉及び雲仙地獄にて温泉源泉から放出される火山性ガスを、小型のガスセンサを搭載した独自の計測器を用いて連続計測することに成功し、その放出状況を明らかにするとともに雲仙地獄周辺での継続的なガスモニタリングの必要性を提示した。 ・島原半島3市及び雲仙ロープウェイ（株）の協力のもと島原半島の標高の異なる6地点でPM2.5の観測を実施し、PM2.5の高度分布の季節依存性を明らかにした。 ・諫早湾干拓事業以降、諫早湾から島原半島にかけて赤潮が頻発し、長期化する傾向の要因について実地調査し、湾内に流入する高濃度な尿素態窒素による可能性を示唆した。 ・越境大気汚染物質である光化学オキシダント（Ox）が食糧生産に及ぼしうる影響について、長崎県の現状レベルのOx量でハツカダイコン等の収量が低下していることを明らかにした。 <p>(2) 自然災害ユニット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの構成要素であるエクスポージャー人口の分布推計を行う枠組みを構築し、島原半島3市も含めて実際に2050年までの空間人口分布の推計を行った。 ・洪水害、土砂災害、高潮災害を対象として、避難の備えや災害関連情報取得による避難行動への因果効果を推計する枠組みを示し、平成30年7月豪雨や令和元年台風19号を対象として、その推計を行った。 <p>(3) エネルギーユニット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月12日、「地熱資源保護・活用に関する提言書」を環境科学部長より雲仙市長に提出した。この提言に基づき、地熱資源の保護・活用に関する条例制定に向けた雲仙市・長崎大学合同の6回の検討会を経て、令和3年3月「雲仙市地熱資源の保護及び活用に関する条例」が制定された。 ・雲仙市及び雲仙・小浜両温泉の協力により約30カ所の源泉調査及び温泉モニタリングを実施し、今後の地熱資源活用に向けての基盤となるデータを整備した。 <p>最終的に、第3期中期目標期間全体を通じた上記3研究ユニットの産学官及び地域との連携により創出された成果を踏まえて、地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を構築した。</p> <p>(4) 人材育成ユニット</p> <p>前記した「地域レジリエンスモデル」の普及啓発に向けて、書籍「地域を強くするための社会環境デザイン（仮題）」（九州大学出版会から令和4年秋刊行予定）の出版準備を行った。具体的には、出版に係る打ち合わせを複数回実施し、書籍のコンセプト、書籍に含むべき内容、出版に向けたスケジュールを決めた。</p> <p>2. 文理融合教育プログラムの実施</p> <p>令和元年度より環境科学部において「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を実施しており、大学院博士前期課程への専修プログラム導入は、当初の予定通り令和5年度を予定している。</p> <p>当該プログラムにおける実施状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」の一環である環境科学特別講義C（長崎県内で地域社会創生に関わる仕事をされている方を講師として招き、その経験を学ぶもの）、環境フィールドスクール（長崎県内各地でのフィールドワークを通じて、地域課題解決の方策を学ぶもの）を各年度実施した。 ・アジア環境レジリエンス研究センター講演会「コロナと気候変動に立ち向かう！～長崎発「2050年カーボンニュートラル」をどう実現するか？～」（令和2年12月17日）、「日本のSDGs」では危
--	--

		<p>機は止められない!? ～わたしたちにできること～」（令和3年12月2日）を、Zoomを用いたライブ形式により開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育の一環として、ジョイントバーチャルセミナー（参加大学：マヒドン大学・長崎大学・静岡県立大学，令和3年6月17日），オンライン形式による環境ウィンタースクール（参加大学：マヒドン大学，インドネシア大学，カントー大学，長崎大学，令和3年11月～令和4年1月）を開催した。
<p>【25-6】熱帯医学・感染症，放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み，特色を踏まえ，熱帯医学研究所，原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに，附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して，国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。</p>	<p>IV</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「熱帯医学研究拠点」の展開 「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」 ・【○「熱帯医学研究拠点」の展開】（P.22）参照 ○顧みられない熱帯病（NTD）制御のための医薬品研究開発推進 「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」 ・【○顧みられない熱帯病（NTD）制御のための医薬品研究開発推進】（P.22）参照 ○原爆後障害医療研究所 「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」 ・【○災害・被ばく医療科学分野の人材育成による知の交流拠点構築のための取組】（P.22）参照 ○附属練習船「長崎丸」 「業務運営の改善及び効率化に関する特記事項」 ・【○附属練習船「長崎丸」による乗船実習】（P.23）参照 ○環東シナ海環境資源研究センター 環東シナ海環境資源研究センターは平成26年度以降，京都大学，広島大学に次ぐ3番目の教育関係共同利用拠点施設として文科省より認定されている水産実験所であり，研究フィールドの特徴と強みのある教育を実施すると共に，他大学との連携を進めることによって，より多様で高度な教育を展開していくことが期待されている。そこで本センターが主幹事務局となり，広島大学大学院生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，京都大学フィールド科学教育研究センター舞鶴実験所，北海道大学北方圏フィールド科学センター七飯実験所・臼尻実験所・同洞爺実験所とともに「水産海洋実践教育ネットワーク」を構築し，協力して公開実習を進めることを検討し各機関からの合意を得て平成29年4月より単位互換を始めたとした運用を開始した。それぞれの大学の既存プログラムに各大学の教員が相互乗り入れして実習を行うなど，新しい教育プログラムの開発にも着手できた。一方，海外の機関とは韓国¹の国立済州大学校との間で令和元年5月に国際臨海実習を開始し，済州大学校の学生が長崎大学を訪問して，両大学の学生が参加する実習プログラムを試行した。 令和2及び3年度においては，公開臨海実習，長期滞在型プログラム，他大学提案型のオーダーメイド型実習，水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習及び国際臨海実習を，新型コロナウイルス感染症拡大予防のため規模を縮小，またオンラインを活用して実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化や地域貢献など時代の要請に対応できる業務体制を整備する。 ・本学の基本的目標の達成に向け、職員の能力向上を図るとともに、組織を活性化する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）												
【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。	Ⅲ	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>第3期中期計画実施済み</p>												
【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。	Ⅲ	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>①戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保 部局等の要望を踏まえた戦略的な職員配置を行うべく、「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、以下のとおり新たな流動定員を確保した。 （令和2年度） 新たに4名の流動定員を確保し、政策立案機能強化のため政策企画課へ1名、学術支援体制強化のため学術支援課へ1名、学生への経済支援体制強化のため学生支援課へ1名、新設された情報データ科学部の事務支援体制強化のため西地区事務課へ1名配置した。</p> <p>（令和3年度） 新たに6名の流動定員を確保し、情報データ科学部の事務支援体制強化及び研究科再編のため西地区事務課へ2名、プラネタリーヘルス学環設置のため研究所等支援課へ1名、病院における経営管理体制強化のため病院経営管理課へ2名配置した。なお、残り1名については、感染症共同研究拠点の事務体制強化のため配置予定である。</p> <p>《数値目標の達成状況》 戦略的な配置を可能とする機動的な職員数（目標値：26人）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人 (累計5人)</td> <td>3人 (累計8人)</td> <td>3人 (累計11人)</td> <td>5人 (累計16人)</td> <td>4人 (累計20人)</td> <td>6人 (累計26人)</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5人 (累計5人)	3人 (累計8人)	3人 (累計11人)	5人 (累計16人)	4人 (累計20人)	6人 (累計26人)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
5人 (累計5人)	3人 (累計8人)	3人 (累計11人)	5人 (累計16人)	4人 (累計20人)	6人 (累計26人)									

		<p>②若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的配置 若手職員の早期戦力化及び大学全体を俯瞰的に捉える能力の醸成を目的として、以下のとおり、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置した。 (令和2年度) 令和2年7月の人事異動において、新たに若手職員7名を調査・分析・企画立案を行う部署(政策企画部、管理運営部及び病院事務部)に配置した。</p> <p>(令和3年度) 令和3年4月に文部科学省研修及び短期転任から復帰した若手職員を政策企画部へ、他機関での業務経験がある新規採用職員を病院事務部へ配置し、令和3年7月の人事異動においては、新たに若手職員1名を政策企画部に配置した。</p>
<p>【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>①英語力の向上に向けた取組 (令和2年度) ネイティブスピーカーを講師として新規採用職員向け英語研修プログラムを実施(週1, 90分×8回)し、その効果測定としてTOEIC L&R IPテスト(公開テスト)を受験し、語学能力の向上に資する取組を実施した。</p> <p>(令和3年度) コロナ禍を鑑み、ネイティブスピーカーを講師とするZoomミーティングによるオンライン形式で新規採用職員向け英語研修プログラムを実施(週1, 90分×8回)し、その効果測定としてTOEIC L&R IPテスト(オンライン)受験をセットで実施し、語学能力の向上に資する取組を実施した。</p> <p>②海外拠点を活用した長期研修制度 (令和2年度) 令和2年度ベトナム拠点を活用した研修が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施できなかった。そのほか海外大学関係者が一堂に会する大学フェアに参加して自大学のブースを運営するとともに、他大学の国際業務担当職員と交流することにより、国際業務に必要なスキルと意欲を涵養することを目的として、APAIE(Asia Pacific Association for International Education:アジア太平洋地域の国際教育交流団体)の年次大会及び第15回QS-APPLE(QS Asia Pacific Professional Leaders in Education)2019 Study in Japanに参加研修することとしていたが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施できなかった。 代替措置として海外拠点(ケニア拠点及びベトナム拠点)に常駐する職員とのオンライン打合せを毎週定期的実施することで、職員を異文化に触れさせることにより知見を広めることができた。</p> <p>(令和3年度) 令和3年度もベトナム拠点を活用した研修が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施できなかった。 昨年に引き続き、海外拠点(ケニア拠点及びベトナム拠点)に常駐する職員とのオンライン打合せを毎週定期的実施することで、職員を異文化に触れさせることにより知見を広めることができた。</p>

		<p>③他大学等と連携した研修 コロナ禍に伴い、国大協主催の研修の大半が実施見合わせとなった。主な研修への参加状況は以下のとおりである。</p> <p>(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none">・【国大協】 国立大学協会マネジメントセミナー（オンライン）：5名参加・【国大協】 九州地区国立大学法人等係長研修（オンライン）：6名参加・【国大協】 国立大学法人等若手職員勉強会（オンライン）：2名参加 <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none">・【国大協】 九州地区国立大学法人等テーマ別研修（オンライン形式）：3名参加・九州地区国立学校会計事務研修（オンライン）：11名参加・国立六大学事務職員研修会（オンライン）：5名参加・【国大協】 国立大学法人等若手職員勉強会（対面）：1名参加
--	--	---

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

○人文社会科学域及び総合生産科学域の設置（中期計画 23-1）

平成 29 年 4 月に生命科学領域の教員組織として設置した「生命医科学域」に加えて、平成 31 年 4 月に、新たに人文社会科学領域の学域である「人文社会科学域」及び自然科学領域の学域である「総合生産科学域」を設置した。

学域長には、大学執行部と部局との連携を図ることによりガバナンスを強化するという重要な役割があり、その役割を最大限に果たすことができるよう、平成 31 年 4 月より、執行部として位置付ける新たな職として執行役員を設け、学長が指名する教員を執行役員に任命し、当該執行役員を学域長に充てることとした。これにより学域長を執行役員として役員懇談会に出席させるなど法人運営にも参画させる体制を構築した。

学域設置による成果の一例として、学域内の教員選考基準の統一化、部局を超えた融合的研究の推進等の取組が行われている。

○政策企画室の設置（中期計画 23-1）

令和元年 5 月に学長のシンクタンク機能を果たすことを目的として政策企画室を設置し、将来の法人運営を担う人材育成も兼ねて、若手教員 4 名を学長補佐に任命した上で室員として配置した。

当該室においては、令和元年 8 月に「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について（答申）」を、令和元年 12 月に「総合生産科学域将来構想及び研究科横断型学位プログラムに関する提案書」をとりまとめ、学長に提出するなど、学長のシンクタンクとしての機能を果たしている。

また、学生の利便性向上を目的に、現行の長大メール、Nu-Web、LACS を一つにまとめたものをベースに、「重要なお知らせ」や「休校補講連絡」を盛り込んだ長崎大学公式スマートフォンアプリ「NAGASAKI-U」の開発を学長に提言し、令和 2 年 12 月に導入した。令和 4 年 3 月現在、学生 4,782 人、教職員 2,749 人が利用しており、本学からの「重要なお知らせ」の確認だけでなく、健康管理システムへの入力等にも利用されるなど、コロナ禍における学生への情報発信等に効果的に用いられた。

さらに、令和 2 年 1 月に学長が本学の目標として掲げた「プラネタリーヘルス（地球の健康）に貢献する大学」の実現に向け、ここ 10 年で世界に広がった新しい概念である「プラネタリーヘルス」の学内への浸透及び学外への広報に取り組み、令和 3 年度からは、教養教育に「プラネタリーヘルス入門」を全学生の必修科目として開講した。また、「プラネタリーヘルス」を体系立てて理解する参考図書がなかったことから、「Planetary Health: Protecting Nature to Protect Ourselves」の翻訳本出版プロジェクトを立ち上げ、令和 4 年 3 月に刊行した。当該翻訳本は令和 4 年度から「プラネタリーヘルス入門」の教科書として使用することとなった。

○感染症研究者の獲得（中期計画 23-1）

感染症研究に関する取組を一層強化することを目的に、学長直下の「寄附金（医学教育研究環境改善基金）による感染症研究者の獲得プロジェクト WG」を設置し、基礎研究の強化及び新たな組織の設置に関する提言を学長へ令和 2 年 12 月に行い、令和 3 年 4 月に感染症医療人育成センターを設置した。

○長崎大学公式スマートフォンアプリ開発（中期計画 23-1）

学生の利便性向上を目的に、現行の長大メール、Nu-Web、LACS を一つにまとめたものをベースに、「重要なお知らせ」や「休校補講連絡」を盛り込んだ、長崎大学公式スマートフォンアプリ「NAGASAKI-U」の開発を学長のシンクタンク機能を果たす政策企画室より提言し、令和 2 年 10 月にプレ版を整備するとともに、12 月末までに iPhone 用及び android 用ともに本格導入された。令和 2 年度は学生約 3,000 人、教職員約 800 人がダウンロードし、本学からの「重要なお知らせ」の確認だけでなく、健康管理システムへの入力等にも利用されるなど、コロナ禍における学生への情報発信等に効果的に用いられた。

○「教員の活動状況分析」の実施（中期計画 23-2）

IR 推進本部において、教員個人の教育研究等の活動状況を可視化する「教員活動状況分析」を、平成 30 年度までの試行を経て平成 31 年度より本格稼働した。

同分析の本格稼働に伴い、「長崎大学における教員活動状況分析の実施要領」を制定し、実施における必要事項を明確にするるとともに、同分析結果を教員の給与等に反映できることとした。これにより、同分析結果を活用し、学長が実施する 12 月期賞与の優秀者等選考において、分野ごとに各職位から「特に優秀」「優秀」となる教員を選考した。また、同分析結果を活用し、改善が必要と判断される教員を抽出し、該当教員に対して適切な指導を行うとともに、状況が改善されない場合は、12 月期賞与の優秀者等選考において、「やや不良」とする仕組みを導入した。

さらに、付随する効果として、同分析の本格稼働は、同分析により得られるデータを活用した新たな IR 分析を可能としており、他の保有データとの紐付けによる「入試業務に関する業績評価再検討分析」「予算執行額からみた研究分野の現状分析」「教育活動・研究活動に関するコストパフォーマンス計測の試み」「投下コストを踏まえた年代別の教員業績分析」を実施するなど、本学 IR 機能ひいては学長の意思決定を支援する体制の強化にも繋がっている。

○女性教員の上位職登用を促進するための取組（中期計画 24-3）

ダイバーシティ推進センターでは、女性教員の上位職登用の増加に向けて活動しており、令和 3 年度は、女性研究者サポートの一環として、女性研究者海外派遣支援（長期、中期、短期）の実施、制度利用促進を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、制度の中止を余儀なくされたため（1名の

み長期派遣を実施)，論文作成支援，海外との共同研究費支援，語学学習支援等の可能な支援を52名に対して行った（令和2年度：69名）。なお，校正支援を行った17名のうち9名の論文がアクセプトされた（令和2年度：35名のうち11名）。これらの取組の結果，令和4年3月31日時点の「女性教員在籍率」は，令和2年度同時点の数値から0.24%増の23.4%となった。

また，女性教授4名の採用（昇任含む）及び本学初の女性理事1名の採用により，「管理職における女性教職員在籍率」は，令和2年度の同時点の数値から1.2%増の14.2%，「女性役員在籍率」は20.0%となり，いずれも中期計画に掲げる目標値を上回る結果となった。

○共同大学院の設置（中期計画 25-2）

東日本大震災を経験し災害医療分野での実績と貴重な経験・教育フィールドを有する福島県立医科大学と，被ばく医療学・放射線リスク学で実績を持つ本学が共同して，放射線災害を含む複合災害，大規模自然災害等における緊急時から復興期にわたる長期の健康被害に対応できる医療分野の人材育成を目的とする「災害・被ばく医療科学共同専攻」（修士課程：入学定員10名を純増）を平成28年4月に医歯薬学総合研究科に設置し，国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成する教育プログラムを開始した。

さらに，同年4月，同研究科において，千葉大学と金沢大学と共同で，従来の衛生学・公衆衛生学分野を基盤とし，新たな方法論としてオミクス情報からマクロ環境情報まで個人や環境の特性を網羅的に分析・評価し，教育研究分野や医療分野等で0次予防から3次予防まで包括した個別化予防を実践できる人材を養成する「先進予防医学共同専攻」（博士課程：入学定員10名のうち5名を純増）を設置した。

○熱帯医学・グローバルヘルス研究科の機能強化（中期計画 25-2）

熱帯医学・グローバルヘルス研究科においては，グローバルヘルス領域で活躍できる人材養成を目的とする同研究科への高いニーズに対応し，優秀な学生の確保や日本の国際保健政策の中心である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）との連携強化を図るため，平成29年4月に東京サテライトキャンパス（NCGMサテライト）をNCGM内に設置し，同10月から社会人学生の受入れを開始した。同サテライトでは，テレビ会議システムを活用し長崎の教員からもリアルタイムで指導を受けることを可能とするとともに，全てのサテライト学生に副指導教員としてNCGM連携大学院教員を配置し，最新のグローバルヘルスの潮流に沿った指導を受けられる体制を構築している。

また，平成30年4月には，既存の修士課程を基盤に，ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（LSHTM）やNCGMとの連携を軸に，高いレベルの博士課程教育を実施し，国際的・社会的なニーズへ資すること及び第3期中期目標基本的目標に掲げる“世界的グローバルヘルス教育研究拠点”となることを目的に，「グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」及びLSHTMとのジョイント・ディグリー・プログラムで

ある「長崎大学—LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」を設置した。

熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程の特色

専攻	特色
グローバルヘルス専攻	高い次元でグローバルヘルスを理論的・実践的に研究・創造する能力を備えた実践的・社会的リーダーを養成するため，「リサーチワーク」型のコースデザインにより，本格的な国際共同研究，プログラムへの参加が可能となる教育課程を構築するとともに，分野横断の「チーム型研究指導」を導入している。
長崎大学—LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻	上記専攻の教育課程に加え，同研究科とLSHTM，ひいては日英のグローバルヘルス領域における連携を推進するための能力・経験を修得させるため，日英が共同で推進する研究プロジェクトや実践プロジェクトに参画させる中で卓越した教育と研究指導を行い，各学生に同研究科とLSHTM 双方から専門分野の異なる指導教員を配した研究指導チームを構成し，現に発生している健康課題の改善に資する分野横断的な教育研究指導を展開している。

○情報データ科学部の設置（中期計画 25-2）

第5期科学技術基本計画，日本再興戦略，科学技術イノベーション総合戦略などの様々な提言，報告書等に示される「データ・AI人材」の育成ニーズを踏まえ，学長の強いリーダーシップの下，学内資源の再配分による学生定員110名の確保及び戦略的な教員配置を行い，令和2年4月に「情報データ科学部」を設置した。

同学部では，既存の情報工学分野の教育研究組織を核として，数学・統計学などの基礎学問分野や本学の強みを生かした医療・生命分野及び社会・観光分野を中心としたデータサイエンスのリソースを加えた構成とする。この組織を機能させることにより，基礎数学及びコンピュータ科学の知識・技術を核とし，「情報科学」又は「データ科学」のどちらかの学問領域に軸足を置きつつ，双方に精通させることで，これまでない新たな価値を創造しうる人財を養成している。

○多文化社会学研究科の設置（中期計画 25-2）（中期計画 25-3）

本学は，共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して，多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見，説明，予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的に，平成30年4月に「多文化社会学研究科多文化社会学専攻（修士課程）」を設置した。平成30年度～令和3年度の平均志願倍率は2.2倍と高い水準を維持し，多文化社会学部からの進学者に加えて，県内他大学の新卒者や，社会人学生及び留学生といった志願者が受験し，多様なバックグラウンドを持つ大学院生を獲得している。

さらに、令和2年4月には、同研究科において、多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者又は高度専門職業人等を養成することを目的に、多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター及び大学教育イノベーションセンターから専任教員が参画する全学的な協力体制の下、学外連携機関（ライデン大学、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫）と連携して教育及び研究を行う「多文化社会学専攻（博士後期課程）」を設置した。令和2～3年度の平均志願倍率は3.2倍と高倍率になっている。

○「熱帯医学研究拠点」の展開（中期計画 25-6）

令和2年度補正予算（約5億円）の獲得により、ベトナム及びケニア拠点の設備を整備し、COVID-19関連の研究体制を強化した。

また、オンライン会議等により、海外の教育研究機関との連携を継続した。特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に関してはWHO COVID-19 reference laboratoryとして定期的なミーティングを実施し、国際機関及び国内外の研究機関とCOVID-19にかかる最新の情報を共有することで、国際的な学術研究ネットワークを強化した。

さらに、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携した卓越大学院プログラムの推進に全面的に協力した。

熱帯医学及び国際保健における中核的拠点としての活動が高く評価され、第3期に引き続き、令和3年10月29日付けで第4期共同利用・共同研究拠点としての認定を受けた。また、第4期共同利用・共同研究拠点の運営のための令和4年度概算要求において、大学執行部と緊密に調整、情報収集を行い、研究所執行部を中心に資料を作成した結果、令和4年度教育研究組織改革分（組織整備）「国際感染症に対応する連携研究と人材育成を促進する組織改革事業～感染症研究特区の形成～」が採択され、令和4年度には直接経費6,774万円が措置される内示を受けた。

新興・再興感染症研究基盤創生事業（海外拠点研究領域）において、「ベトナムにおけるCOVID-19の低流行に関連する宿主、ウイルス因子の探索」が分担研究課題として新たに採択され、令和3年度調整費から直接経費4,000万円が措置された。

令和3年度共通政策課題分（基盤的設備等整備分）予算（3.7億円）が措置され、ウイズコロナ時代の熱帯感染症統合解析システム構築のため、研究機器を購入した。併せて、研究機器設置場所を確保するため、ケニア拠点（ナイロビ）の建物を改修するとともに、ケニア西部キスム（キシアン）に実験室を設置し、ケニア拠点（ナイロビ）の実験室の機能を移転し、ケニア西部での研究機能を強化した。

令和3年度から機能強化促進分（教育研究組織整備）によりケニア拠点に教員

1名が措置された。2021年5月、ケニア拠点に教授1名を配置し（学内昇任）、同教授をケニア拠点へ出張させウイズコロナ時代の熱帯感染症統合解析システム構築のため拠点の機能強化に向けた整備を開始した。

第3期まで共同利用・共同研究拠点プロジェクト枠からケニア拠点運営経費を確保してきたことを踏まえ、ケニア拠点維持費としてケニア拠点運営経費を共同利用・共同研究拠点に係る経費として要求した結果、採択され、拠点連合特定共同研究を推進した。令和4年度は直接経費9,000万円の内示を受けた。

○顧みられない熱帯病（NTD）制御のための医薬品研究開発推進（中期計画 25-6）

熱帯医学研究所は、熱帯医学研究拠点として、NTDs（顧みられない熱帯病：貧困層を中心に蔓延する熱帯感染症のうち、WHO総会において指定された20種の疾患）の対策に資する有効な研究・開発に先導的役割を果たすべく、所内のリソースを活用し、この領域の医薬品開発研究を産官民と連携して推進することを目的としてNTDイノベーションセンターを所内に設置している。

令和2年度は、NTDイノベーションセンターにおいて、過去に採択された申請書等を参考にして、熱研教員を代表とする大型研究費への戦略的かつ効率的な申請書作成の支援を実施しており、不採択ではあったもののSATREPS事業への令和2年度申請を1件支援し、ヒアリング審査の対象となった。また、関連分野においては国内で最も大型な研究費の一つであるGHIT Fundへの令和2年度申請も支援し、そのうち、代表1件と分担2件の採択に繋がった。

また、産学官共同研究として、「シオノギグローバル感染症連携部門」を運営し、研究所教員が当該部門におけるシオノギ製薬株式会社との中間審査に対する支援を行ったほか、企業との共同研究課題数の増加を継続して図った結果、15件の民間との共同研究事業を取得した。

令和3年度においては、熱帯医学研究所NTDsイノベーションセンターによる共同研究獲得推進事業の展開として、同センターの研究申請支援によりAMED公募事業アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム「早期・潜在性真菌腫診断に関する研究：バイオマーカーの探索・POC診断と臨床疫学プラットフォームの開発（5年間2億円（間接経費を含む））」の採択に至ったほか、「シオノギグローバル感染症連携部門」の運営と実施中の医薬品開発研究を支援した。

○災害・被ばく医療科学分野の人材育成による知の交流拠点構築のための取組（中期計画 25-6）

福島県の浜通りを「知の交流拠点」とするための取組として、東日本国際大学との共催で震災時の経験を今後の復興にどう生かしていくかについて学ぶ「復興学セミナー」を福島県内外の大学生等を対象として令和2年と令和3年のそれぞれ9月に開催した。また、福島大学との共催で環境放射能学に興味を持つ福島県

内の大学生や高専生を対象に2日間の「環境放射能学セミナー」を同じく令和2年と3年の9月に開催した。さらに、福島県立医科大学との共催で救急・災害・被ばく医療科学に関する知識等の重要性を学ぶ救急医学実習を同医科大学の学生や海外の大学を対象にオンラインで令和2年と3年の10月に開催した。そのほか原子力産業関連企業を対象としたセミナーをオンラインで開催し、原子力災害からの地域復興における住民、行政、専門家や企業等との連携の重要性を学ぶ場を提供するとともに、国際放射線防護委員会(ICPR)、日本原子力機構(JAEA)、世界保健機構(WHO)と連携して世界各国の災害・被ばく医療科学の若手研究者約120名が参加した国際セミナーをオンラインで同じく令和2年と3年の10月に開催した。WHOと連携した国際セミナー（オンラインで開催）では、毎回100名以上の参加者を集めている。

なお、甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程と記憶を後世に伝えるアーカイブ拠点施設として令和2年7月に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」の初代館長に本学教員が任命され、現在同館の運営に尽力している。

○附属練習船「長崎丸」による乗船実習（中期計画25-6）

コロナ禍にあって乗船実習を実施するために、本学で定めた乗船の条件を踏襲しながら、毎月開催する学長との討議を重ねて、当初計画した乗船実習の可否及び行程と日程をあらためて決定した。感染拡大が大きかった時期については、一部の共同利用を停止したが、行程の短縮や乗員数の制限等によって工夫を凝らしながら、概ね実施することができた。

また、全国の練習船を持つ大学（北海道大学、東京海洋大学、三重大学、神戸大学、広島大学、鹿児島大学、水産大学校、本学）の中で唯一両年度ともに年間を通じて乗船実習を実施し、なおかつ感染者を一名も出すことがなかった。

◇ガバナンスの強化に関する取組

○国立大学法人ガバナンス・コードに関する適合状況等の公表

経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を一層強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けるべく、経営協議会及び監事による「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況の確認を実施（基準日：令和3年2月1日）し、本学が各原則をすべて実施していることを、令和3年2月末日に本学ホームページ上で公表した。令和3年度においては、本学のステークホルダーからより一層の理解と支持を得ることを目的に、経営協議会及び監事からの意見を取り入れつつ、適合状況等の公表内容を更に充実させ、令和3年10月19日（基準日：令和3年10月1日）に本学ホームページ上で公表した。

○理事・執行役員・副学長のミッションの策定

令和2年10月付けで学長が再任したことを受け、長崎大学基本規則に基づき、学長在任期間における今後の理事・執行役員・副学長の主な業務を定めるとともに、令和2年10月から令和4年9月までの2年間の重点ミッション及びこれに対する評価指標をそれぞれが学長と相談した上で定め、学長を議長とする計画・評価本部会議にて報告された。なお、策定したミッションの進捗状況について、令和3年4月27日開催の計画・評価本部会議にて報告され、令和3年10月からは役員懇談会において長崎大学アクションプランの進捗状況と併せて報告され、執行部としての助言や支援を行い、必要に応じて課題等を見直すこととされた。

○長崎大学アクションプランの策定

本学は、社会や地球が抱える課題に取り組むべく、有機的な知の連鎖を誘発・活性化による「プラネタリーヘルス（地球の健康）に貢献する大学」への進化というコンセプトを学長主導で令和2年1月に掲げた。令和2年度は、同コンセプトを実現すべく、また、第3期中期目標期間終盤の取組を加速させ、第4期中期目標期間の力強い指導へ繋げるべく、学長主導のガバナンス体制のもと、「長崎大学アクションプラン 2020-2023～プラネタリーヘルスへの挑戦～」を策定し、教育の改革、研究力の強化、社会連携の推進、先端医療による社会貢献及び大学経営の改革を掲げた。また、令和2年11月に開催された「長崎サミット」において、本学のステークホルダーである長崎の経済4団体（長崎商工会議所、長崎経済同友会、長崎県経営者協会、長崎青年会議所）、長崎県知事及び長崎市長へ、学長から説明を行うとともに、本学ホームページ上で公表し、様々な形で、「プラネタリーヘルス」に関する情報発信が進んだ。

○長崎大学における人事の方針の策定

機動的かつ戦略的に本学の目標・戦略に資する各施策に関し実行可能な人員を配置できるよう、令和2年12月25日付けで「国立大学法人長崎大学における人事の方針」及び「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定し、本学ホームページ上で公表した。

○戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

2. 共通の観点「ガバナンス改革」に係る取組状況
 「○戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果」 (P. 26) 参照

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	指標に対する状況
【23-1】	明確に示せる指標なし	
【23-2】	IR機能の確立	達成済み
【24-1】	新たな就業形態の運用	達成済み
【24-2】	年俸制導入に関する計画に基づく対象教員の拡充	達成済み
【24-3】	女性教員在籍率 23%以上	達成済み
	役員における女性教職員の在職率 10%以上	達成済み
	管理職における女性教職員の在職率 10%以上	達成済み
【24-4】	学長裁量経費の拡充	達成済み
【25-1】	小学校教員の占有率 55%確保	未達成
	学校現場で指導経験のある大学教員の 30%確保	達成済み
	組織等再編計画の策定	達成済み
【25-2】	学部・研究科の組織等見直し	達成済み
【25-3】	人文社会学系大学院の設置	達成済み
【25-4】	国内外のビジネス系の大学等と連携した教育プログラムの実施	達成済み
【25-5】	「地域レジリエンスモデル」の構築	達成済み
	学部・大学院一貫の分離融合教育プログラムの開発・実施	達成済み

【25-6】	国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムの開発	達成済み
【26-1】	明確に示せる指標なし	
【26-2】	戦略的な配置を可能とする機動的な職員数 26 名確保	達成済み
【27-1】	海外拠点を活用した新たな長期研修制度の実施	達成済み

2. 共通の観点「ガバナンス改革」に係る取組状況

◆権限と責任が一致した意思決定システムの確立や法人運営組織の役割分担の明確化、監事の役割の強化等のガバナンス改革の取組が、人材育成・イノベーションの拠点としての法人の機能強化にどのようにつながっているか。

○ガバナンス機能の強化

本学は、組織運営の改善において「迅速かつ機動的な意思決定」「学長主導の企画立案機能」及び「部局との意思疎通と連携」の3つをその軸としている。第3期中期目標期間においては、これらを踏まえ、以下のとおりガバナンス機能の強化を実施した。

1) 迅速かつ機動的な意思決定

本学の「迅速かつ機動的な意思決定」を支えるのは、学長、理事、監事及び執行役員を構成員とする「役員懇談会」と、学長、理事、副学長及び学長特別補佐を構成員とする「学長・副学長会議」である。前者は、法人運営に係る重要事項の共有・協議を、後者は、構成員それぞれを各業務ラインのトップに位置付けた業務執行体制を前提に、大学運営に係る重要事項の共有・協議及び業務遂行戦略の策定を行っており、これらを原則毎週開催することで迅速な意思決定を可能としている。

両者は、第1期中期目標期間から継続される仕組みであるものの、後述する「学長主導の企画立案機能」及び「部局との意思疎通と連携」と密に連携するものであり、これらの強化が「迅速かつ機動的な意思決定」の強化に繋がっている。

2) 学長主導の企画立案機能

・学長の意思決定を支援する体制の強化

政策立案機能を含む学長の意思決定への支援体制を強化するため、平成27年度に設置した「IR室」（室長：総務担当理事）を廃止し、学長を本部長とする「IR推進本部」を平成30年1月に設置した。

同本部では、学長、総務担当理事、評価担当副学長、IRer等をメンバーとした少数規模の「IRミーティング」を新たに設置し、同ミーティングを原則毎月開催することで、学長の意思決定に資するデータの分析、提供を行った。

また、同本部では、教員の活動状況を可視化する「教員の活動状況分析」を新たに構築し、教員の機能分担を進める仕組みとして機能させるとともに、同分析により得られるデータを、他の保有データとの紐付けることにより新たなIR分析に活用するなど、学長の意思決定を支援する体制の強化に繋げている。

・学長主導の企画立案機能の強化

重要な懸案については、第2期中期目標期間に引き続き、学長室に案件ごとにワーキング・グループ（WG）を設置（案件によって学外有識者も参画）し、WGでの企画立案に基づき実施計画を策定する体制としている。

本学独自の修学支援、教育・研究支援を目的とした「西遊基金」の設置（平成29年10月）と充実、「人文社会科学域」及び「総合生産科学域」の設置（平成31年4月）、「キャリアセンター」の設置（令和元年10月）、多文化社会学研究科博士後期課程の設置（令和2年4月）などはその例である。

さらに、令和元年5月には、学長のシクタンク機能を果たすことを目的とした「政策企画室」を新たに設置した。政策企画室には、将来の法人運営を担う人材育成も兼ねて、若手教員4名を学長補佐に任命した上で配置し、政策立案機能を更に強化した。政策企画室は、平成31年度中に、「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について（答申）」及び「総合生産科学域将来構想及び研究科横断型学位プログラムに関する提案書」の2つの答申・提言を行った。

学長室 WG 及び政策企画室のそれぞれの答申・提言は、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会、役員会等での議論・決定を経て、上述のとおり実行に移されており、両者の見識と実現可能性の高い企画立案に学長のガバナンスが連動して、第3期中期目標期間においても、経営、組織、教育にわたるいくつかの大きな改革が実現した。

3) 部局との意思疎通及び連携

本学では、新任・再任となった全ての部局長に、学長が提示する諸課題に対する運営方針を教育研究評議会等において表明させる「部局長の運営方針表明」を平成23年度から実施しており、もって全学的な課題や目標を部局と共有し、また部局固有の課題を全学的にも共有している。

第3期中期目標期間においては、学長より第3期中期目標・中期計画における達成すべき具体的目標（KPI）に係る部局独自の数値目標の設定や行動計画、部局固有の課題や構想の進展状況等についての課題を提示し、それぞれの部局長等から具体的な運営方針が表明された。加えて今期は、同運営方針の中で、教員組織である学域の設置や、教員の機能分担、情報系新学部の設置構想などの本学の組織改革等に係る意見も求めており、大学運営に係る学長等との意見交換の場としても機能した。

また、本学独自のガバナンス強化システムとして、平成27年度施行の学校教育法等の改正に連動して学部、研究科等に設置した「部局運営会議」（当該部局における組織、予算、人事等の重要事項を審議）を、第3期中期目標期間においても継承し、部局との意思疎通及び連携を行う場として活用した。

同会議では、理事、副学長等が分担して出席し、大学運営に係る執行部の意向を部局に共有するとともに、各部局における課題等の把握を行い、学長・副学長会議において報告、意見交換を行った。特に今期は、卓越大学院への申請や新たな学域の設置等にあたって、その実現に向けた相互の意思共有に同会議が活用され、機動的な大学運営に資した。

さらに、平成31年4月の「総合生産科学域」及び「人文社会科学域」の新設に伴って構築した体制が、新たな部局との意思疎通及び連携の仕組みとして機能している。

平成29年度設置の「生命医科学域」を含む3学域は、教育研究組織から独立し

た教員組織として、一部を除く教員の所属を集約させ、従来部局等が主導していた教員人事と教育研究のための予算編成を学域単位で行うこととし、部局の壁を越えた人事と予算編成を可能としている。

学域長には、大学執行部と部局との連携を図ることによりガバナンスを強化するという重要な役割があることから、その役割を最大限に果たすことができるよう、執行部として位置付ける新たな職として執行役員を設け、学長が指名する教員を執行役員に任命し、当該執行役員を学域長に充てることとした。これにより学域長を執行役員として役員懇談会に出席させるなど法人運営にも参画させる体制を構築した。

学域設置による成果の一例として、学域内の教員選考基準の統一化、部局を超えた融合的研究の推進等の取組が行われている。

○戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

学内予算配分について、第3期中期目標・中期計画期間のシミュレートを実施し、学内資源の戦略的配分と学長裁量経費の拡充を行うためには、人件費及び物件費の基盤的経費を計画的に削減する必要があるとの判断の下、人件費においては、平成28年度に第3期中期目標期間中の「人件費削減方針」を掲げ①未使用ポイントの凍結、②配分ポイントの削減、③定年退職の後任補充の一時的凍結の3つの対策を実施するとともに、物件費においては、基盤的経費を平成28～29年度は平成27年度の88%配分、平成30年度以降は80%配分を実施した。

当該計画的削減によって得られた成果としては、機能強化経費によるKPI達成をより確実なものとするための「機能強化支援経費（業務達成基準適用事業）」の創設（H28：182百万円 H29：128百万円 H30：121百万円 R1：110百万円の予算を確保し、中期計画期間中の複数年度に亘って事業実施）、中期目標・中期計画及び学長ビジョンの達成への寄与及び研究力の更なる強化を実施するための「学長裁量経費（充実分）」の創設（H30～：100百万円）が挙げられる。

特に「学長裁量経費（充実分）」については、令和3年度まで毎年度1億円の予算を確保することとし、グローバル化に資する事業として、「本学学生の海外留学に係る特別支援事業」へ平成30年度から令和3年度までの4年間で総額1億3百万円、及び「外国人留学生受け入れのための長崎大学グローバル推進化プロジェクト」へ平成30年度に4千8百万円（業務達成適用事業）の支援の外、研究力強化に資する取組として「熱帯医学・感染症研究、放射線医療科学研究に続く本学の第3の矢となる研究コア創出プロジェクト」を開始した。本プロジェクトでは、「総合水産海洋産業研究プラットフォームの構築」及び「長崎大学オリジナル創薬ライブラリーの開発と拡充」の2事業を選定し、令和元年度から令和3年度までの総額2億4千万円の支援を計画している。

このほか、令和元年度より外部資金間接経費の全学共通経費と部局経費の配分割合を50：50から60：40へ変更させ、これを活用し電子ジャーナル経費を共通経費化させる（部局負担の廃止）などの取組も行った。

令和2年度においては、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）における予防保全費の確保に向けた「スペースチャージ制度」が導入され、各部局の保有面積に応じた負担を求めることにより、新たに40百万円が予防保全費として拡充された。（同制度の実施状況については、「その他業務運営に関する特記事項等」の「◇施設マネジメントに関する取組」（P.47）参照）

令和3年度においては、第3期中期目標期間において機能強化経費等により重点支援を行っている事業について、第4期における支援の方向性を検討するため執行部によるヒアリングを行い、実績やビジョンを考慮の上、事業の廃止、スリム化、支援継続の決定を行った。その他、「長崎大学アクションプラン2020-2023」における「学域体制の実質化」を促進するため、既存の「学域長裁量経費」に対し、学長裁量経費による拡充措置（約20百万円）を実施した。

以上のことから、これまで以上に学長のリーダーシップを活かした戦略的な予算編成を構築するなど、本学の機能強化の推進へとつながった。

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善に関する目標 ① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・外部資金及び自己収入の増加に向けた戦略的な取組を推進する。
------	--------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>① 寄附金獲得に関する取組 「財務内容の改善に関する特記事項」 ・【○西遊基金の拡大に向けた取組】（P.33）参照</p> <p>②自己収入増進WGにおける増収方策の実施 自己収入増進WGが策定した「行動計画」に基づき、以下の取組を実施した。</p> <p>【スペースチャージ制度の導入】 ・自己収入増進WGが策定した「行動計画」に基づき、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）における予防保全費の確保に向けた「スペースチャージ制度」が令和2年4月から導入され、新たに約40百万円／年が予防保全費として拡充された。（同制度の実施状況については、「その他業務運営に関する特記事項等」の「◇施設マネジメントに関する取組」（P.47）参照）</p> <p>【土地の有効活用】 片淵キャンパステニスコート（平成30年度より貸付）及び文教キャンパス南側駐輪場（令和元年度より貸付）を駐車場として民間へ貸し付けることにより、令和2年度は29,258千円、令和3年度は29,258千円の増収の増収に繋がった。</p> <p>【文教キャンパス入構課金】 受益者負担と大学の財務基盤強化を目的として、他キャンパス同様、文教キャンパスにおいても平成30年度より車両での入構者に対して入構料を課しており、令和2年度は9,746千円、令和3年度は10,235千円の増収に繋がった。</p> <p>【職員宿舎の運用見直し】 資産の最適化を図るため、令和3年2月開催の役員会において、「長崎大学職員宿舎の管理、保有に関する取扱指標」を決定し、職員宿舎入居条件の見直しを行った。また、本取扱指標に基づき、老朽化に伴い設備維持に多額の費用を要している一部宿舎の廃止に向け入居者への説明会開催等を実施し</p>

		<p>た。</p> <p>③自己収入の増加に向けたその他の取組 外国人留学生及び外国人研究者向け宿舎「国際交流会館」及び「国際学寮ホルテンシア」では、一部の老朽化に伴う多額の修繕費負担の増大、コロナ禍での新規外国人留学生の入国制限による入居者激減に伴う寄宿料収入の減少が課題となっていた。これらを解消すべく関係者と協議のうえ、令和3年4月より寄宿料の増額改定を行った。その後も、新型コロナウイルスの感染が終息しなかったことにより、未だ寄宿料収入の増加には繋がっていないが、終息後には増収が見込まれる。 また、同宿舎の料金徴収業務における事務負担を軽減すべく、新たに共益費を設定し、電気、水道等の料金を寄宿料と合わせて徴収することとした。</p>
<p>【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>「財務内容の改善に関する特記事項」 ・【○科研費調書のブラッシュアップ体制の強化及び大型研究費の獲得支援】(P.33)参照</p> <p>【その他の取組】 ○URA 支援体制の強化 令和2年度に生産科学域担当のURAを2名増員し、学域の研究力向上、外部資金獲得強化を図った。また、令和3年度は、研究開発推進機構研究推進部門学術研究支援室の主任URA1名を有期雇用から常勤化して更なる研究支援体制の充実・強化を図った。</p> <p>○異分野連携及び挑戦的・融合的研究の推進 CHODAI 共創プラットフォームの一環として、「CHODAI 共創グラント」を令和2年度に設立し、部局間や異分野の連携研究課題を公募により選定し、研究費の支援を行った。また、CHODAI 共創研究発表会にて採択者による研究成果の発表、意見交換を行い、研究者間の交流促進による研究活性化を図った。このほか、令和3年度は、本学の将来を担う研究者を育成するとともに、世界をリードする新たな研究領域の創出を目指し、「長崎大学 STAR 創出プログラム (STAR = State of the Art Research)」を新設した。挑戦的・融合的で発展の期待できる多様な研究課題を公募により選定し、研究費を支援することによって、今後の大型外部資金の獲得を目指す。</p> <p>○産学官連携活動の推進 令和2年度に産学官連携コーディネーターを1名増員するとともに、長崎県産業振興財団へ2年間出向させ、県内及び誘致企業との連携を積極的に図った。また、令和2年7月には「長崎オープンイノベーション拠点」を立ち上げ、長崎大学、長崎県、長崎県産業振興財団における包括連携協定の実質化及び拠点活動活性化のため、定期的に支援人材会議を開催し、トップ戦略ミーティングを年2回開催するなど、長崎県の産業振興及び地域課題の解決に向けた活動を行った。さらに、拠点の産学官ネットワークを活用して、県内企業とのマッチング会を実施し、共同研究の推進を図るなど、大型外部資金獲得増に向けた取組を推進した。</p> <p>《数値目標の達成状況》 大型研究費（総額5,000万円以上）の獲得件数（目標値：年間2件）</p>

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		9 件	6 件	4 件	4 件	6 件	6 件
一人当たりの科研費採択件数（目標値：0.55 件）							
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		0.44 件	0.45 件	0.53 件	0.53 件	0.51 件	0.55 件

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・安定的な大学運営を図るため、財務分析情報の活用や業務点検による業務改善を行い、経費の抑制を図る。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）												
<p>【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>「◇財務基盤の強化に関する取組」 【○業務改革の推進】（P.34）参照</p> <p>【その他の取組】 引き続き、一般管理費の抑制のため、一般管理費の財務分析、予算執行状況、外部資金の部局別獲得状況についての自己点検及び効率的な執行を促した。これらの取組が奏功し、一般管理費比率は目標値の3.1%以下を維持している。</p> <p>《数値目標の達成状況》 一般管理費比率（目標値：毎年度3.1%以下）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5%</td> <td>2.6%</td> <td>2.2%</td> <td>2.4%</td> <td>2.4%</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	2.5%	2.6%	2.2%	2.4%	2.4%	2.2%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
2.5%	2.6%	2.2%	2.4%	2.4%	2.2%									
<p>【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>平成30年度決算分より、従来の財務レポートを教育研究情報が盛り込まれた「アニュアルレポート」として発展させ、令和元年度決算分より、ホームページでの公表に加えて冊子体を作成し、各ステークホルダーへの配布などにより、学内外へ効果的な情報提供を行った。</p> <p>また、6大学（千葉、新潟、金沢、岡山、長崎、熊本）の財務指標比較分析を引き続き行い、経営協議会や学内会議において報告し、本学の強みや弱みの確認を行い、対策等を検討する機会とした。</p> <p>さらに、部局別損益、予算収支の分析を行い、その結果を役員懇談会や財務委員会において報告し、部局ごとの収入支出の増減要因の確認や、財政的な特性の確認を行った。</p>												

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	・資産の体系的な管理を行い、効率的に運用する。
------	-------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）												
<p>【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>1. 資産の効率的運用 「財務内容の改善に関する特記事項」 ・【○保有資産の最適化に向けた取組】（P.33）参照</p> <p>【その他の取組】 不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会を実施し、適切な処分又は活用を行った。 令和2年度実績：364件照会 178件再利用 令和3年度実績：917件照会 582件再利用</p> <p>2. 共用機器の利用促進 「財務内容の改善に関する特記事項」 ・【○共用機器の利用促進】（P.33）参照</p> <p>《数値目標の達成状況》 共用機器数（目標値：第2期中期目標期間最終年度比10%増）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.9%増加 (85台)</td> <td>20.9%増加 (98台)</td> <td>22.2%増加 (99台)</td> <td>30.9%増加 (106台)</td> <td>35.8%増加 (110台)</td> <td>37.0%増加 (111台)</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4.9%増加 (85台)	20.9%増加 (98台)	22.2%増加 (99台)	30.9%増加 (106台)	35.8%増加 (110台)	37.0%増加 (111台)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
4.9%増加 (85台)	20.9%増加 (98台)	22.2%増加 (99台)	30.9%増加 (106台)	35.8%増加 (110台)	37.0%増加 (111台)									

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

○西遊基金の拡大に向けた取組（中期計画 28-1）

安定的な寄附の確保を強化するため、令和2年度より継続的な寄附制度として西遊サポーター制度を導入し、教職員に対しては給与控除制度を利用しワンコインからの寄附、学外者に対してはクレジットカードを利用した継続寄附を可能とした結果、西遊サポーター加入件数は同制度開始前の令和元年度末時点 375 件に対し、令和3年度末現在では 685 件となり 310 件増加した。さらに、新たに理事（基金・校友会・経営改革担当）の配置（令和3年4月）、新入生入学手続きにおける西遊基金支援依頼、西遊基金のホームページ改修及びメルマガ・リーフレット充実等による寄附金拡大を進めた。

これらの取組の結果、西遊基金の受入れ額は、令和元年度の 63,579 千円に対し、令和2年度は 99,234 千円、令和3年度は 85,465 千円と大幅に増加した。

なお、本基金を財源として以下の支援事業を実施した。

- ① コロナ禍においてアルバイト収入が激減した生活困窮学生に対する経済支援として、延べ 813 名の学生に対し、総額 31,200 千円の現金及び総額 10,556 千円分の生協クーポンを支給した。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、来日の際に国内での一時待機（隔離）を余儀なくされた新規入国外国人留学生（43 名）に対する滞在費等支援として、国からの支援とともに、西遊基金を原資として総額 2,110 千円を支給した。また、民間宿舎に入居する留学生に対する留学生住宅総合補償加入の補助及び留学生用宿舎の個人・借家人賠償責任保険加入の補助として 2,907 千円を支給した。
- ③ 給付型奨学金事業として、未来社会をつくる強い意志を持った人財の育成等に資することを目的として、4 名の学生に対して総額 1,920 千円を支給した。
- ④ プラネタリーヘルスに繋がる取組実現の支援として、本学学生サークルの対馬での海岸清掃活動に 834 千円を支給した。

○科研費調書のブラッシュアップ体制の強化及び大型研究費の獲得支援（中期計画 28-2）

科研費採択件数の底上げを図るべく、従前より実施している URA による科研費調書のブラッシュアップ支援に加え、令和3年度では、採択経験豊富な教員が同支援を行う「科研費アドバイザー制度」を新設し、ブラッシュアップ体制を強化した。このことにより、ブラッシュアップ支援件数が、令和2年度（令和3年度科研費）の 60 件から、令和3年度（令和4年度科研費）では 109 件（URA74 件、科研費アドバイザー35 件）に増加した。また、科研費に応募したが不採択となった教員に対して、URA が教員と共に不採択の原因を分析し、調書の改善を図った。

さらに、URA が中心になり科研費や大型外部資金の情報収集・提供、セミナーや勉強会の開催、申請書類の作成支援、模擬ヒアリングの実施などを行い、令和2年度では、学術変革領域研究（A）1 件、令和2年度～令和3年度では、JST 創発的研究支援事業に計 4 件の採択を果たした。

○保有資産の最適化に向けた取組（中期計画 30-1）

「長崎大学アクションプラン 2020-2023」にて掲げる「保有資産の徹底的な検証による資産最適化の実現」に向けた職員宿舎の整理について、基本的な考え方、宿舎の入居条件、宿舎の必要数、大学が管理する宿舎設置の現状等、大学が管理する宿舎等の状況と今後の廃止等計画（保有宿舎 235 戸のうち 130 戸を廃止、105 戸を存続）、廃止宿舎の入居者に対する対応（5 宿舎、入居戸数 91 戸に退去猶予期間 3 年・原状回復費不徴収）、存続宿舎の入居者に対する対応等（令和5年度中に退去協力依頼、坂本宿舎は料金改定、職員住宅は退去又は定期借家契約の再締結）を盛り込んだ「長崎大学職員宿舎の管理・保有に関する取扱指針」を令和3年2月開催の役員会において決定した。

宿舎廃止決定後、住民に対し文教2団地及び坂本1団地において、それぞれ2回の住民説明会を行った。説明会において反対意見も出たこともあり、廃止宿舎住民が移転する際の仲介手数料を安価に提供するものとした業務提携契約を不動産業者と締結する等の歩み寄りを行った。それでもなお、宿舎廃止に対する反対は出たが、大学の方針が変わるものではないことについて理解を求めた。

○共用機器の利用促進（中期計画 30-1）

令和2年度は、文部科学省「先端研究設備整備補助事業（研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備）（2次補正予算）」を活用した共用機器の遠隔化・自動化を推進し、研究支援体制を更に充実させた。また、文部科学省「先端研究基盤共用促進事業（新たな共用システム導入支援プログラム）」にて獲得した委託費（薬学研究ユニット：13,425 千円）を活用して、学内の研究資源情報を共有できるシステムを拡充したほか、大学連携研究設備ネットワークの予約システムも併せて活用することで、研究資源の合理的な配分を図った。また、研究機器の共用化に対する学内理解を浸透させ、学外からの依頼分析対応を拡充した。その結果、令和2年度の学外からの利用は、コロナ禍においても令和元年度の 111 件 954,700 円から増加し、127 件（14.4%増）1,157,000 円（21.2%増）となった。

令和3年度は、コロナ禍で来学が困難な利用者に対する測定操作を代行する支援事業を実施することで、学外からの利用促進を図った。その結果、令和3年度の学外からの利用件数は、183 件 1,834,200 円と、令和元年度から大幅に増加（件数：64.9%、金額：92.1%）し、全利用件数の 18.8%を占めている。

さらに、大学連携研究設備ネットワーク加速事業にて機器整備事業費（令和2年度：1,134 千円、令和3年度：3,032 千円）を獲得し、老朽化部品の交換整備を行ったほか、オンライン研修会・講習会を活用して、令和2年度に 29 回、令和3年度に 26 回の研修・講習参加を実現するなど、令和元年度の 11 回から技術職員の技術向上の機会を増加させた。

このように、学外を含む多くの利用者の利用環境の整備、継続した外部資金の獲得、技術職員の技術向上を図ることにより、共用機器の利用が促進され、より高度な支援が行える好循環を生み出している。

◇財務基盤の強化に関する取組

○業務改革の推進（中期計画 29-1）

これまでも継続的に実施してきた業務改革活動について、令和元年度からの2年間の活動は、従来以上に大胆かつ機動的に推進させることにより、その成果や活動精神が第4期中期目標期間中にも連なっていくことを念頭に、事務職員すべてを参画させ、提案から具体化の検討、改革意識の定着を促すスキームを構築し推進した。

全ての事務職員に対し、職位別研修等を通じて業務改革の必要性を徹底して教化するとともに業務改革方策の提案を求め、提案のあった業務改革方策は、事務局所掌の全領域をカバーしたタスクフォース及びWGにおいて、提案内容の精度を高め具体的な方策を検討し、トライアル&エラーを繰り返して現場に定着させる方法をとった。

この活動を通じ各業務領域では様々な成果を上げており、特に事務職員の定期異動時の業務引継ぎ方法をルール化し、整備すべき文書やデータの格納方法等のフォーマットを示した「事務業務の生産性向上ガイドライン」を完成させたことは、領域を横断的して、業務の質維持と効率化に大いに貢献できるものである。

また、パソコン上で行う業務をソフトウェアロボットに置き換えることで、定型的な作業から解放し業務時間をより有効に扱うことを可能とする事務業務のRPA化の導入を開始し、これまでに50体のロボット開発に至ったが、特に本学職員が開発自体に関わる自走型のRPA化を目指したことで、開発過程において業務フローが可視化され、効率化やリスク分析の検討、業務継続性の担保にも貢献することができた。

○財務分析の実施とその分析結果の活用（中期計画 29-2）

2. 共通の観点「財務内容の改善」に係る取組状況（P. 35を参照）

○費用負担の適正化に向けた取組

2. 共通の観点「財務内容の改善」に係る取組状況（P. 35を参照）

○新たな財源の確保や再配分

2. 共通の観点「財務内容の改善」に係る取組状況（P. 35を参照）

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	指標に対する状況
【28-1】	自己収入の増加	達成済み
【28-2】	科研費採択件数 0.55 件/人へ増加	達成済み
	大型研究費（総額 5,000 万円以上）の獲得件数増加	達成済み
【29-1】	一般管理費比率を 毎年度 3.1%以下に抑制	達成済み
【29-2】	明確に示せる指標なし	
【30-1】	対象の共用機器数 10%増	達成済み

2. 共通の観点「財務内容の改善」に係る取組状況

◆外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析を実施することで、資源配分の重点化や経費の節減などその分析結果を運営の改善に活用しているか。

○財務分析の実施とその分析結果の活用（中期計画 29-2）

令和2年度に引き続き財務分析を行い、令和3年10月に開催した経営協議会においては、令和2事業年度決算にかかる財務指標の六大学（千葉、新潟、金沢、岡山、長崎、熊本）との比較分析について報告し、財務指標から見える本学の強みや弱み、立ち位置について共通認識を図った。

同様に、令和4年3月に開催した財務委員会においては、令和2年事業年度決算にかかるセグメント別分析について報告し、セグメントごとの財源構成や経年比較、一般管理費率、外部資金獲得力などを構成員である各部局長に共有した。

○費用負担の適正化に向けた取組

共同研究や受託研究に着手する前の技術指導やコンサルティング等について、本学研究者が専門的知識に基づき民間機関等に対して助言・指導を行う学術指導制度を令和元年度に導入し、令和元年度11件107万円、令和2年度22件850万円、令和3年度21件738万円と順調に成果を上げている。

○新たな財源の確保や再配分

令和2年度においては、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）における予防保全費の確保に向けた「スペースチャージ制度」が導入され、各部局の保有面積に応じた負担を求めることにより、新たに40百万円が予防保全費として拡充され、計画の上で緊急性が高かった熱帯医学研究所、水産学部本館、薬学部本館の外壁・防水改修を実施し、施設の長寿命化、教育研究環境の機能向上に繋がった。

令和3年度においても引き続き緊急性の高い経済学部講堂、原爆後障害医療研究所、医学部保健学科校舎2の防水改修等を実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	・全学的な改善サイクルを確立させ、教育研究の質の向上を図る。
------	--------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【31-1】第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>○第3者評価のための自己点検・評価の実施 《法人評価》 本学では、第3期中期目標期間中の教育研究を含むすべての年度計画の実施状況及び実施予定を確認するための進捗状況管理を4月及び10月の年2回実施し、その内容については、学長、理事、副学長等が構成員である計画・評価本部において自己点検・評価し、改善事項については、適宜改善を進めるなど、自己点検・評価結果改善サイクルを進めてきた。ただ、令和2年度は、法人評価（4年目終了時評価）の受審の年にあたるため、4月の進捗状況管理では、前年度だけではなく、4年間の中期計画の実施状況の自己点検・評価を実施し、その結果を、「平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」及び「第3期中期目標の達成状況報告書」にまとめ、それぞれ令和2年6月末日及び7月末日に提出した。また、ほぼ同時期に、第4期中期目標・中期計画及び目標の実施状況に関する指標の策定に関する業務も進行することになったが、この策定業務も計画・評価本部が主導して進めるため、自己点検・評価結果を見据えながら、第4期中期目標・中期計画(案)の策定を進めることができた。なお、大学改革支援・学位授与機構による第3期中期目標期間の教育研究の達成状況評価にあたっては、学部・研究科等の現況分析結果を勘案することになっている。よって、学部・研究科では、あらかじめ設定された必須記載項目に基づき自己点検・評価を実施し、すべての学部・研究科の結果は、現況調査表にとりまとめて、令和2年6月末日提出した。</p> <p>《認証評価》 7年ごとに実施される大学機関別認証評価の本学の受審年度は、令和3年度であるが、原則、評価対象は受審年度の前年度末(令和2年度末)までの状況となる。認証評価機関(大学改革支援・学位授与機構)が示した新たな大学評価基準への適合状況を、令和元年度より検証を開始し、その過程で、本学の内部質保証システムをより実質化させるため関連する規則を改正し、新たに「長崎大学における内部質保証に関する基本方針」及び「内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン」を策定した。さらに、これらの基本方針等に基づき、各学部・研究科においても、内部質保証に係る責任体制を明確にするため、評価委員会規則等の制定もしくは改訂を実施した。また、自己点検・評価及びその結果への対応と改善の実施手順をまとめた申合せ等の策定を進め、すべての学部・研究科で、その作業は令和2年5月末日までには完了し、その申合せ等の内容は、計画・評価本部会議において確認し</p>

	<p>た。その後は、機関別内部質保証体制と各部署における内部質保証体制とが連携して、大学評価基準の分析項目に係る根拠資料やデータの収集と基準ごとの自己点検・評価を実施した。また、その過程で、改善が必要と認められた事項については、「内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン」等に規定された手順に従い、改善に向けて組織的な対応を行った。それらの結果は、認証評価機関が規定する様式の自己評価書にまとめ、令和3年6月末に提出した。なお、今回の認証評価では、昨年度実施された法人評価の現況分析単位の判定結果等をもって、大学評価基準領域6（教育課程と学習成果に関する基準）の各基準の自己評価に代えることが認められたことから、現況調査表を提出していない、3部署（医学部保健学科、情報データ科学部、多文化社会学研究科）のみが領域6の評価対象となった。よって、領域6の自己評価書は、これら3部署に限定して実施した。</p> <p>○第3者評価における評価結果とその対応</p> <p>令和3年6月30日には、本学の「第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果」が公表された。そのうち、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下機構）に評価が要請された教育研究の状況の評価結果においては、改善すべき点として、大学院専門職学位課程における学生定員の未充足（すでに解決済み）、が指摘されただけであった。</p> <p>一方、認証評価機関による機関別認証評価については、評価チームによる自己評価書の書面審査とWebによる訪問調査による審査が10月18日に実施された。これらの審査に先立ち、8月中旬に、本学が提出した各部署の現況調査表（教育活動の状況と教育成果の状況）を分析した教育研究の状況の評価の詳細をまとめた書面調査シートが、機構から届けられており、その中で、留意すべき点としての指摘があった事項も含め、自己評価書の内容に関する確認と対応が求められた。これらの事項に対しては、機関別認証評価体制の中の全学教務委員会が中心となって、内部質保証のための体制と手順に基づき、行動計画の立案と実施を迅速に実施することができたことは、内部質保証が有効に機能していることを示したエビデンスと言える。令和4年の3月には、令和3年度に実施された機関別認証評価の結果が公表され、本学に対しては、「長崎大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。」という評価結果を得た。</p> <p>○その他</p> <p>期間別認証評価の訪問調査で質問があった学校教育法109条第1項の令和3年度の自己点検・評価の手順及び様式等についてはすでに確定しており、令和4年度の6月には、公表を予定している。さらに、国立大学法人法の一部改正（年度計画及び年度評価の廃止）に伴い、本学の国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則等の改正も実施し、第4期中期目標期間中の自己点検・評価についても検討を始めたところである。</p>
--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の強み・特色や運営状況等について、国内外のステークホルダーに対し、正確かつ迅速に情報発信を行う。 ・ 大学図書館を世界と地域に開かれた「知の拠点」とした情報発信を行う。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【32-1】大学ポートレートを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成 30 年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミックスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。</p>	III	<p>（令和 2 及び 3 事業年度の実施状況）</p> <p>1. 積極的・戦略的な情報発信 「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【○積極的・戦略的な情報発信】（P. 40）参照 </p> <p>【その他の取組】 加えて、コロナ禍により令和 2 年度は「YouTube リレー講座 2020」と題して、新型コロナウイルス感染症に関する本学の取組等について 7 月から動画を配信し、令和 4 年 3 月末現在 1.6 万回以上視聴されている。令和 4 年度は対面、オンライン、オンデマンドによるハイブリッド形式により開催した。それにより、令和元年度に比べて申込者が 93 人増加し、うち高校生・大学生が 87 人増となった。また、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで毎月 1 回、長崎新聞紙上で本学のカーボンゼロ社会実現に関する研究等を戦略的に情報発信した。</p> <p>2. 大学ホームページリニューアル及び海外からのアクセス数 「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【○大学ホームページリニューアル及び海外からのアクセス数】（P. 40）参照 </p> <p>3. 校友会メールマガジン 校友会メールマガジン（以下「メルマガ」という。）登録者数を増加させるため、各部局同窓会を通じて西遊基金の協力依頼を送付する際にメルマガ登録依頼を同封した。また、「校友会メールマガジン登録者向けニーズ調査」を行い、その結果を踏まえてメルマガの構成のリニューアルを行った。 加えて、入学手続案内に校友会運営のための西遊基金支援依頼と払込票を掲載し、新入生の校友会入会時の寄附金拡大とともに、校友会データベースの構築を進めた。さらに、令和 3 年度から毎年実施することになった卒業・修了後 1 年目の「卒業生、修了生調査」などを活用して、大学へのニーズ調査とともに、メルマガ登録者増の仕組みの構築を図った。その結果、令和元年度末時点で 78 名であったメルマガ登録者数が令和 3 年度末時点には 355 名に増加した。</p>

		<p>《数値目標の達成状況》 大学ホームページへの海外からのアクセス数（目標値：249,272回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145,836回</td> <td>151,600回</td> <td>142,948回</td> <td>287,726回</td> <td>267,532回</td> <td>318,151回</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	145,836回	151,600回	142,948回	287,726回	267,532回	318,151回
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
145,836回	151,600回	142,948回	287,726回	267,532回	318,151回									
<p>【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>1. 「日本古写真グローバル・データベース」の構築 「日本古写真グローバル・データベース」を令和3年3月に公開し、4機関の古写真データを登録した。長崎大学所蔵の古写真画像2,668件にキーワードを付与し、メタデータを拡充した。</p> <p>2. 学術研究成果の積極的情報発信について NAOSITEへの登録について、教員への協力要請を行い、年間登録件数の目標700件を達成した。また令和2年9月発表のリポジトリ世界ランキングでは日本10位であったが、それ以降のランキングでは、令和3年1月にセキュリティを高める目的でリポジトリサーバを変更したため、リポジトリ世界ランキングのデータ収集対象に入っていない。</p> <p>《数値目標の達成状況》 リポジトリランキング（目標値：日本10位以内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本15位</td> <td>日本3位</td> <td>日本9位</td> <td>日本7位</td> <td>日本9位</td> <td>日本10位</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	日本15位	日本3位	日本9位	日本7位	日本9位	日本10位
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
日本15位	日本3位	日本9位	日本7位	日本9位	日本10位									

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

○積極的・戦略的な情報発信（中期計画 32-1）

本学のブランディング向上を図るため各種情報を発信してきた結果、プレスリリース件数は令和元年度 171 件に対し、令和 2 年度は 196 件となり、25 件増加している。令和 3 年度においては 242 件のプレスリリース配信を行っており、平成 28 年～令和 2 年度の平均である年間 194 件を超え、プレスリリース件数を伸ばしている。

また、コロナ禍において、本学の感染症研究の強みを生かし、熱帯医学研究所、大学病院、熱帯医学・グローバルヘルス研究科、大学院医歯薬学総合研究科等の専門家による情報発信を強化するとともに、令和 3 年度からは広報戦略本部職員がそれぞれ担当学部を持つことにより、各学部の情報をきめ細やかに把握することが可能となり、プレスリリース数の増加に寄与している。加えて本学の教員が長崎は元より全国の報道番組に出演して積極的に情報発信するとともに、新たな検査法や PCR 検査体制の整備、ワクチンや治療薬の情報など、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行うことにより本学のブランディング向上に寄与した。とりわけ、令和 3 年 2 月に本学ホームページ上で公表した 5-ALA による新型コロナウイルス感染抑制効果については、令和 2 年度の約 16 万回に続き、令和 3 年度も 27 万回のページビュー数にのぼっている。

さらに、大学病院で制作した「个人防护具の適切な着脱方法」や「福祉施設でクラスターを発生させない知識」などの新型コロナウイルス感染症に関する動画を動画投稿サイト (YouTube) にて一般公開したところ、再生回数が、令和 2 年度は 58 万回、令和 3 年度も 11 万回を超えるなど大きな反響を得ている。

○大学ホームページリニューアル及び海外からのアクセス数（中期計画 32-1）

令和 3 年 4 月よりユーザビリティとアクセシビリティの向上を図るために大学ホームページのリニューアルを行った。その中でも大学広報に関するページについては、広報誌、取材・撮影申込フォームなどの情報を集め、トップページからアクセスを容易にするなどの結果、広報関連のページビュー数が令和 2 年度の約 16 千回から令和 3 年度には約 62 千回と約 3.8 倍増加した。

なお、海外への情報発信強化等により、本学ホームページへの海外からのアクセス数についても、平成 27 年度の約 124 千回と比較して、令和 3 年度には約 318 千回と約 2.5 倍増加した。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	指標に対する状況
【31-1】	明確に示せる指標なし	
【32-1】	大学ホームページへの海外からのアクセス数倍増	達成済み
【33-1】	リポジトリランキング日本 10 位以内の維持	達成済み

I 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	・本学の教育研究環境の向上のため、計画的かつ効果的な施設設備の整備を実施するとともに、施設の有効活用を進め、安心・安全かつ良好な施設環境を提供する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （片淵）図書館改修，（医病）ライフライン再生，（坂本他）ライフライン再生（給排水設備）など老朽化対策の施設整備を推進した。 2. インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき，熱帯医学研究所外壁改修，（坂本1）福利厚生棟防水改修，原爆後障害医療研究所防水改修，保健学科校舎2防水改修，水産学部本館及び薬学部本館防水改修等の予防保全改修を行った。 3. 坂本団地の施設利用状況調査を実施し，報告書をまとめ，HPに公開した。また，片淵・文教町1団地・坂本1，2団地の施設点検パトロールを実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	・学生及び教職員の安全と健康における安全管理体制を強化する。
------	--------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）												
<p>【35-1】労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>1. 労働安全衛生体制の強化 それぞれ予定した計画を実施した。特に二次健診受診率 50%以上達成の計画については、更に受診勧奨を強化したことにより、令和2年度は 69.5%と飛躍的に向上し、令和3年度は 63.8%となった。</p> <p>2. ヘルシーキャンパスの充実 「その他業務運営に関する特記事項」 ・【長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト】（P.46）参照</p> <p>【その他の取組】 新型コロナウイルス感染拡大に伴い計画の実施が困難ななか、令和3年度は、スポーツジムでのプログラムを中止し、ヘルシーキャンパス京都ネットワーク主催の「ウォーキングチャレンジ2021」（関西圏の大学等と11月における参加者の歩数を競うイベント）に大学として初めて参加した。学長をはじめ226名もの学生・教職員が参加し、コロナ禍の運動推進に取り組んだ。</p> <p>《数値目標の達成状況》 二次健診受診率（目標値：50%以上）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29%</td> <td>53.5%</td> <td>51.2%</td> <td>47.2%</td> <td>69.5%</td> <td>63.8%</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	29%	53.5%	51.2%	47.2%	69.5%	63.8%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
29%	53.5%	51.2%	47.2%	69.5%	63.8%									
<p>【35-2】学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 危機管理に関する規程・マニュアルの検証を行い、複数のマニュアル等の改訂を行った。また、災害</p>												

<p>機管理体制の下,安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。</p>		<p>発生時における安否確認方法や事業継続への影響を低減する仕組みを構築し,安全管理体制を強化した。</p> <p>防犯カメラの管理運用状況を把握し,管理責任者等の更新を行い,責任者等の所在を明確にすることで防犯対策に関する改善を図った。</p> <p>過年度における防災訓練実施後の参加者からの意見等を参考に適宜実施方法を見直しつつ,新型コロナウイルス感染症の感染対策にも十分考慮して訓練を実施した。毒劇物の適正管理については,3カ月に1回,学内の教職員に向け,管理の徹底及び定期点検を実施するよう周知した。</p>
---	--	---

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令順守に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の徹底及び管理・監査体制の強化を図る。 ・研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止する体制を強化する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【36-1】情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報セキュリティに関する制度の整備 サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、「実効性のあるインシデント対応体制の整備」等を実施した。 2. 情報セキュリティ対策の徹底 ネットワーク及びメールシステム等基盤システムの更新を行い、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、新システムに対応したCSIRTの訓練、利用者の教育を進めた。 3. 情報資産の安全管理強化 教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底した。また、「クラウドサービス利用ガイドライン」を策定するなど、情報資産保護のためのルールを策定した。 また、「個人情報保護教育研修 e-ラーニングシステム」による研修において個人情報保護に係る意識醸成を図るとともに、教職員の個人情報に関する知識を習得させるため外部講師による講習会を実施した。
<p>【36-2】不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>本学の不正防止を目的とし、不正防止計画の対応状況をモニタリングしつつ、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、内部監査を年3回、定期監査として実施した。</p>
<p>【36-3】法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>監事機能の強化に資するため、監事への懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援により、監事監査対象の重点化を図り、効率的な監事監査に寄与した。</p>

<p>率的な監査を実施する。</p>		
<p>【37-1】 公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learning の導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>1. コンプライアンス教育 各部局におけるコンプライアンス教育の履修状況や不正使用防止対策の実施状況等を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用防止に係る管理・運営体制状況について学内会議において報告し、履修率が100%ではない部局のコンプライアンス推進責任者へ改善するように依頼した。上記の他、四半期毎にコンプライアンス教育の履修状況を各部局に通知し、履修させるよう求めた。 これらの取組の結果、本学におけるコンプライアンス教育の履修率は、令和2年度末時点及び令和3年度末時点で100%であった。</p> <p>2. 研究倫理教育 一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が作成する教材（e-learning）による研究倫理教育の履修状況について、年に2回調査（令和2、3年度はともに8月1日現在、2月1日現在の履修状況を調査）を行うとともに、未受講者に対しては、部局等の研究倫理教育責任者を通じて受講の徹底を依頼した結果、令和2年度末及び同3年度末の教職員における修了率はいずれも100%であった。（令和3年2月1日時点：教職員 97.7%/令和4年2月1日時点：教職員 100%） また、令和2年4月及び同3年4月に新任教職員ガイダンスにおいて「研究活動に係るリスクマネジメント」の講義を行ったほか、大学院生等に対しては、令和3年度に4研究科（教育学研究科、経済学研究科、医歯薬学総合研究科、水産・環境科学総合研究科）、2学部（教育学部、水産学部）において、教育研究活動に係る不正防止及び倫理教育の講義を行うことで、研究倫理教育の強化を図った。</p> <p>3. 管理責任体制及び監査体制の強化 毎事業年度末に不正防止計画推進室会議を開催し、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし、後者のものについてガイドラインに基づいた管理責任体制の整備を行い、強化を図った。</p>

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

○「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」(中期計画 35-1)

学生及び教職員の心身の健康づくりの環境改善が喫緊の課題であったため、学生及び教職員のさらなる健康増進を図ることを目的とした「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を平成 30 年度に始動した。

取組としては、平成 30 年 7 月に鈴木大地スポーツ庁長官などを招聘して、参加者約 200 名のキックオフイベントを開催したほか、同年 10 月からは大学生協との連携により 500kcal 以下、野菜 4 種類以上、塩分相当 3 g 以下をコンセプトとした 18 種類のオリジナル「5・4・3 ヘルシー弁当」の販売を開始し現在に至っている。平成 31 年 2 月には、生活習慣病の予防を目的とし、学生及び教職員の食生活改善を図るため、ヘルシー弁当を活用したランチセミナーを開催した。

また、受動喫煙を防止するため、令和元年 5 月から保健・医療推進センター(現:保健センター)に無料の禁煙外来を開設し、専門医による禁煙相談及び禁煙補助薬の提供を行った。これまでの禁煙プログラム参加した学生及び教職員は 41 名で、うち 28 名が卒煙に成功した。

さらに、学内の禁煙対策として、次に掲げることに取組、令和 2 年 4 月からヘルシーキャンパスに繋がるスモークフリーキャンパスを実現した。

- ・敷地内完全禁煙の開始(令和元年 8 月から)
- ・教職員採用における喫煙者不採用方針の制定
- ・入構業者への敷地内禁煙の徹底(契約書に敷地内禁煙の徹底を記載)
- ・タバコ及び関連器具の持ち込み禁止の決定(令和 2 年度から)
- ・教養教育の授業における防煙教育
- ・各キャンパス担当者による定期的な巡視

以上のとおり、同プロジェクトの立ち上げは、大学として健康増進強化に積極的かつ戦略的に取り組む契機となった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い思うように活動できないこともあったが、今後も引き続き、ヘルシーキャンパスプロジェクトを充実させることにより、学生及び教職員の更なる健康増進を図るとともに、研究成果の還元を通じてアカデミアとして健康長寿社会に貢献していく。

◇法令順守(コンプライアンス)に関する取組

I. 情報セキュリティに関する取組

①情報セキュリティに係る規則の運用状況

○他大学との情報セキュリティ相互監査の実施(中期計画 36-1)

外部監査として、引き続き佐賀大学及び九州工業大学と情報セキュリティ相互監査を実施した。感染防止のためオンラインでの監査となったが、事前の証拠資料の提示等により、支障なく完了した。(基本計画「情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施」、「他機関との連携・協力」)

②個人情報や研究情報等の重要な情報の適切な管理を含む情報セキュリティの強化について

○情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化(中期計画 36-1)

新たな認証方式やネットワーク分離に対応した新キャンパス情報ネットワークシステムの導入を令和 2 年 10 月に完了し、情報セキュリティ対策の強化を行った。(基本計画「必要な技術的対策の実施」)

③その他、情報セキュリティインシデント対応に係る未然防止、被害最小化や被害拡大防止のための取組について

○情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化(中期計画 36-1)

令和 4 年 2 月に、新たなキャンパス情報ネットワークシステムと連動する不審通信検知センサーを導入し、CSIRT における監視活動を強化した。(基本計画「必要な技術的対策の実施」)

○教育・訓練や啓発活動の実施(中期計画 36-1)

毎年開催している情報セキュリティ講習会に加え、本メール訓練の結果を踏まえた講習会をオンデマンド形式で追加開催し、情報セキュリティ意識の向上を図った。

また、令和元年度に続き、令和 2 年 12 月に、名誉教授を含む全教職員に対し 2 回目となる標的型攻撃メール訓練を実施した。不審なメールを受信した際の対応として、情報セキュリティ対策チーム(CSIRT)に通報することを求めているが、本訓練メール内の URL をクリックし、氏名・メールアドレスを入力した教職員については、警告画面を表示した上で CSIRT に通報させる対応を行った。URL クリック率は前回実施時の約 1/3 となり、本学の教育・啓発活動に一定の効果が見られた。なお、所属毎の URL クリック率等の結果は全学会議で共有し、更なる情報セキュリティの意識向上を図った。(基本計画「サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施」)

Ⅱ. その他法令遵守に関する取組

○内部統制委員会を活用した法令遵守（コンプライアンス）の体制の強化

「2. 共通の観点（法令遵守及び研究の健全化）に係る取組状況」（P. 48）参照

○研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するための体制強化

「2. 共通の観点（法令遵守及び研究の健全化）に係る取組状況」（P. 48）参照

◇施設マネジメントに関する取組

① 施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項

- ・片淵団地，文教町2団地，多以良町団地における施設（教育研究スペース：84棟・1,687室，67,179㎡）の利用状況調査を行い，その結果を本学施設部ホームページに掲載し，学内公開した。
- ・令和2年度より導入した「スペースチャージ制度」で確保した予算を元に，インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の上で緊急性の高い事業を選定し，工事（熱帯医学研究所防水・外壁改修，水産学部本館防水・外壁補修，薬学部本館防水・外壁改修，経済学部講堂防水改修，医学部保健学科校舎2屋上防水改修，原爆後障害医療研究所防水改修等）を実施した。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

- ・感染症共同研究拠点として国策で本学に整備する高度安全実験（BSL-4）施設について，7月末に完成し，また実験棟に隣接して建設の研究棟も令和4年3月に完成した。
- ・情報データ科学部の教育・研究拠点となる旧教育学部本館を改修し，令和3年5月に工事が完了した。
- ・文教町2団地ほかのインフラ老朽化対策として，給排水設備更新を実施した。
- ・病院地区の更新時期であるナースコール設備，電話交換設備の更新を実施した。
- ・老朽化が進む坂本1団地の第1講義実習棟の便所改修を実施した。
- ・病院地区においてトリアージやその研修スペース等，多用途で利用するトリアージ施設を令和3年9月に完成した。
- ・坂本1団地の放射線総合センターの自動火災報知設備を更新した。
- ・今後雨漏れ等が発生する恐れがある坂本2団地の医学部第2体育館の屋根改修工事（予防保全）及び文教町2団地の学生会館の屋上防水改修を実施した。
- ・経年による不具合が出ていた多以良町の環東シナ海環境資源研究センターの空調設備を更新した。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

- ・一部，厚生労働省補助金の給付を受け，中央診療棟6階に備蓄倉庫を増設する工事に着手した。
- ・病院経費による総合診療科改修工事，事務棟新営工事に着手した。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

- ・本学における地球温暖化対策の方針として，第4期中期目標期間における温室効果ガス排出量の削減のための「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画（Ⅳ）」を策定した。
- ・省エネルギー経費等により，放射線センター等の照明器具のLED化やフロンガスR22を使用している環境科学部講義棟等の老朽化が進んだ空調機を更新することでCO2の排出を削減した。
- ・大学全体で使用する光熱水量を測定し，使用量の推移を本学施設部のホームページにて随時学内に公開した。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	指標に対する状況
【34-1】	明確に示せる指標なし	
【35-1】	二次健診受診率の向上	達成済み
【35-2】	明確に示せる指標なし	
【36-1】	明確に示せる指標なし	
【36-2】	明確に示せる指標なし	
【36-3】	明確に示せる指標なし	
【37-1】	明確に示せる指標なし	

2. 共通の観点「法令遵守及び研究の健全化」に係る取組状況

◆社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が具体的にどのように機能しているか。

○内部統制委員会を活用した法令遵守（コンプライアンス）の体制の強化

平成 27 年度に設置した事業活動に関わる法令等の遵守を推進するための「内部統制委員会」を各年度中期に開催し、当該年度の法令遵守に係る重点事項を定め、各年度 3 月に内部統制委員会を再度開催し、担当課から当該重点事項の取組状況の報告を受け、その取組状況の検証を実施し、必要な指示を行うことで、法令遵守を推進するための体制を強化した。

また、危機管理に関する規則・マニュアル等の検証を行い、実態に即して改訂するとともに教職員に周知を図り、リスク管理及び危機管理を行った。

◆研究の健全化のために、研究費の不正使用や研究活動における不正行為を防止するための体制が具体的にどのように機能しているか。

○研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するための体制強化

平成 27 年度に設置した研究不正行為防止部門及び公的研究費不正使用防止部門からなる「不正防止計画推進室」において、各年度 3 月に不正防止計画推進室会議を開催し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育に係る受講状況や、その他研究活動の不正行為防止に関する活動及び公的研究費の不正使用防止に関する活動について両部門より報告を受け、当該活動の検証を実施し、引き続き両部門へ不正行為及び不正使用防止の啓発の指示を行うことで、不正使用を防止するための体制の強化を行った。

II 大学の教育研究等の質の向上

(4) その他の目標

③ 附属病院に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした質の高い医療人を育成する。 ・高度急性期医療の強化を図り、地域の中核病院として最高水準の医療を提供するとともに、医療の国際貢献を推進する。 ・未来の医療の高度化に寄与する橋渡し研究を実施する。 ・中長期的な財政計画に基づき効率的な病院経営を推進する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）																					
<p>【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通したチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>ワークショップを通したチーム医療の向上教育を充実させるため、医科初期研修医及び新規採用看護師職員に対して実施する災害時を想定した研修会について、令和2年度に2回（6月12日及び7月3日）令和3年度に2回（6月4日及び7月16日）実施した。 （医科初期研修医、新規採用看護師受講率：100%）</p> <p>《数値目標の達成状況》 指導医講習会受講率（目標値：50%以上）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>66.0%</td> <td>62.0%</td> <td>69.2%</td> <td>65.3%</td> <td>65.2%</td> <td>60.5%</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>73.3%</td> <td>51.5%</td> <td>75.0%</td> <td>62.8%</td> <td>63.1%</td> <td>81.6%</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	医師	66.0%	62.0%	69.2%	65.3%	65.2%	60.5%	看護師	73.3%	51.5%	75.0%	62.8%	63.1%	81.6%
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
医師	66.0%	62.0%	69.2%	65.3%	65.2%	60.5%																	
看護師	73.3%	51.5%	75.0%	62.8%	63.1%	81.6%																	
<p>【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>【COVID-19に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COVID-19陽性妊婦を受け入れる県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、長崎県内の診療所及び周産期母子医療センターと連携して、長崎県内の周産期におけるCOVID-19の検査体制ならびに医療提供体制を構築した。 ・長崎医療圏におけるCOVID-19陽性妊婦及び濃厚接触者妊婦で診察を必要とする症例は、全て当院で診察・管理を行った。 ・院内においてはCOVID-19陽性妊婦の出産を想定し、感染対策チーム・手術部・産科及び小児科でマニュアルを作成し対応した。令和2年度にはCOVID-19陽性妊婦2名及び濃厚接触者妊婦1名の入院受け入れ、COVID-19陽性妊婦2名及び濃厚接触者妊婦1名の外来診療を実施した。また、令和3年度には20名を超えるCOVID-19陽性妊婦の診療を行い、うち3名の帝王切開及び1名の経膈分娩を実施し 																					

		<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備面では、COVID-19 陽性妊婦もしくは濃厚接触者妊婦が陣痛や破水で入院・経膈分娩となった場合に備え、分娩室とLDR（陣痛室、分娩室、回復室が一体となった部屋）に陰圧装置を設置した。また、MFICU 全ての部屋に陰圧装置を設置し、COVID-19 陽性妊婦で産科管理が必要な患者に対応できるよう設備を整えた。また、新生児のNICU収容の際に備え、陰圧室のドアのインターロック・空調の整備及び器材の確保を行った。 <p>【その他の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科病棟においては、うつ病等の精神疾患により意思決定に支援が必要な妊婦に対し、外来受診時から助産師が面談を実施する等、安心して出産ができる体制を整備した。 <p>《数値目標の達成状況》 新生児受入数（目標値：年間32人以上）</p> <table border="1" data-bbox="943 552 1953 692"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49人</td> <td>38人</td> <td>24人</td> <td>55人</td> <td>54人</td> <td>95人</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	49人	38人	24人	55人	54人	95人
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
49人	38人	24人	55人	54人	95人									
<p>【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>【N-MEC関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度には本院から医科研修医25名（長崎記念病院24名、済生会長崎病院1名）及び歯科研修医23名（長崎みなとメディカルセンター）を派遣、令和3年度には医科研修医14名（長崎記念病院13名、済生会長崎病院1名）及び歯科研修医32名（長崎みなとメディカルセンター）を派遣し、地域の中核病院等が抱える医療人材不足の解消に繋げると同時に、長崎の若い医療人が高度医療や先進医療だけを学ぶのではなく、地域に密着した医療機関において一般的医療や介護・福祉にいたるまでの今後求められる包括的な地域医療を柔軟に学ぶ機会を提供している。また、長崎県内の若い医療人に対して教育セミナーを開催するなど、幅広く人育成指導及び教育を継続している。 ・令和3年4月1日にはN-MECに教授1名を新規に採用し、長崎記念病院の担当指導医に配属した。 <p>【臓器移植関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内コーディネーターを中心として脳死臓器移植レシピエントの登録を推進し、令和2年度から3年度に47名の登録を行った。また長崎県臓器移植推進協議会を中心に、臓器提供推進事業を継続し、令和3年2月に本院で11例目となる脳死下臓器提供を実施した。さらに、令和2年度から3年度に臓器移植施設として35件の臓器移植を実施した。 ・令和2年度に脳死下臓器提供があったことに対して、令和4年3月に長崎県より長崎大学病院長に対し臓器移植推進に関する知事表彰状が授与された。また、これまでの継続した取組に対し、第22回臓器移植推進国民大会（令和3年10月24日実施）において、臓器移植対策の推進に顕著な功績のあった団体として、長崎大学と長崎大学病院に対し厚生労働大臣感謝状が授与された。 												

<p>【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>充実した教育・訓練体制の構築を図るため、令和3年6月に被ばく医療総合研修センターを開所した。また、令和3年度から基幹高度被ばく医療支援センターの主導により開始された新研修体系に従って、原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害医療派遣チーム研修を長崎県、佐賀県、鹿児島県で実施した。高度被ばく医療支援センターにおいては、原子力災害医療基礎研修(オンライン)を3回、原子力災害医療中核人材研修(長崎大学)を2回、甲状腺簡易測定研修(佐賀県医療センター好生館、唐津赤十字病院、長崎医療センター)を3回実施したことに加え、自施設職員研修を13回実施した。</p>												
<p>【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により世界各国で出入国制限が実施され、本院においても外国人医師等の研修受入及び海外への医師派遣が著しく困難な状況となった。そのような状況の中で代替手段を模索し、web オンラインにより中国・オランダ等とカンファレンスを行うなど、IT 機器等を活用した取組を行った。</p> <p>また、発信力を強化するため、国際医療センターホームページに掲載している派遣・受入実績データを毎年更新するほか、医療の国際貢献に向けた取組として、令和4年1月から、ボリビア・ラパスの日本・ボリビア消化器疾病研究センター(IGBJ)とJICAを通じた肝移植人材育成・研究協力のための協定締結手続きを開始した。</p> <p>《数値目標の達成状況》 海外からの医師の受入れ数(目標値:52人(第2期中期目標最終年度実績)以上)</p> <table border="1" data-bbox="943 887 1951 1027"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82人</td> <td>87人</td> <td>89人</td> <td>71人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	82人	87人	89人	71人	3人	3人
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
82人	87人	89人	71人	3人	3人									
<p>【19-1】先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、日本適合認定協会(JAB)によるISO15189の認定を平成29年3月に取得、更新審査を受審し、令和7年3月までの継続認定を取得した。 <p>○倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究法の基準遵守義務の臨床研究について、認定臨床研究審査委員会(CRB)で審査する方針を立て、当該研究のCRB審査を実施した(令和元年度:新規25件(うち努力義務1件)、令和2年度:新規21件(うち努力義務3件)、令和3年度:新規11件(うち努力義務1件))。また、臨床研究法遵守のため、CRB審査を行う研究責任(代表)医師について、審査前にヒアリング・指導を行うとともに、倫理審査業務の支援を行った。 倫理審査委員会委員を対象とした研修会(令和2年度:7回、令和3年度7回)を開催し、倫理審査 												

		<p>の質の向上を図り、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進した。</p> <p>《数値目標の達成状況》 先進医療の承認件数（目標値：中期目標期間中に5件）</p> <table border="1" data-bbox="943 288 1966 427"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3件 (累計3件)</td> <td>3件 (累計6件)</td> <td>1件 (累計7件)</td> <td>2件 (累計9件)</td> <td>0件 (累計9件)</td> <td>2件 (累計11件)</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	3件 (累計3件)	3件 (累計6件)	1件 (累計7件)	2件 (累計9件)	0件 (累計9件)	2件 (累計11件)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
3件 (累計3件)	3件 (累計6件)	1件 (累計7件)	2件 (累計9件)	0件 (累計9件)	2件 (累計11件)									
<p>【20-1】効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>【病院経営関連】 安定的な経営の維持のため、以下の取組を実施した。 ・診療科ごとに毎月入院・外来の主な項目についての診療実績の配付を継続し、新型コロナウイルス感染症による外来及び入院制限による稼働額に与える影響について病院全体で把握した。 ・診療科に対して、経営に関する意識向上を目的として、毎年6、7月頃を目途に病院長ヒアリングを実施する。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が考慮される診療科に絞って重点的に診療状況の確認と経営改善策についての意見交換を行った。 ・平成29年度より実施している初診患者の増を目的とした診療科アピールポイントチラシについては、医師の異動の多い時期に継続的に配付すると同時に新型コロナウイルス感染症によって影響を受ける外来・入院の受け入れ体制を他の医療機関に周知した。 ・次年度の目標達成のため、1月頃、診療科より情報収集を行う。新型コロナウイルス感染症の診療に及ぼす影響を考慮して次年度予算を計画した。 ・年々増え続けている人件費については、働き方改革への対応の為、診療科の一部負担により医事事務作業補助者の雇用を進めており、人件費と診療報酬稼働額との収支を見ながら雇用人数を検討した。</p> <p>【あじさいネット関連】 令和2年度末、「あじさいネット」に参加する一般参加施設は薬局113施設を含む361施設であったが、令和3年12月末時点で薬局115施設含む367施設と6施設増加した。 あじさいネットを通じて、地域に発生する診療情報を患者の同意のもと複数の医療機関で共有することによって各施設における検査、診断、治療内容、説明内容を正確に理解し、診療に反映させることで安全で高品質な医療を提供し地域医療の質を向上させた。</p> <p>《数値目標の達成状況》 病床稼働率（目標値：88%以上）</p> <table border="1" data-bbox="943 1254 1951 1393"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86.2%</td> <td>89.0%</td> <td>87.1%</td> <td>86.3%</td> <td>77.3%</td> <td>74.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>患者紹介率（目標値：70%以上）</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	86.2%	89.0%	87.1%	86.3%	77.3%	74.5%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
86.2%	89.0%	87.1%	86.3%	77.3%	74.5%									

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		71.6%	73.1%	69.8%	70.4%	68.3%	65.3%
逆紹介率（目標値：80%以上）							
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		111.6%	104%	106.7%	111.6%	127.1%	112.5%
あじさいネットの拠点病院数（目標値：37 施設以上）							
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		32 施設	34 施設	37 施設	37 施設	37 施設	38 施設

II 大学の教育研究等の質の向上

(4) その他の目標

④ 附属学校に関する目標

中期目標	・教育学部・大学院教育学研究科と組織的な協働により、児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し、地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育における ICT 活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。	III	<p>(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの受入れについては、令和 2、3 年度ともに、「長崎大学教育学部附属学校園における多様な子どもの受け入れ方針」と「多様な子どもの受け入れ方針にかかわる行動計画」に基づいて、幼児児童生徒の受け入れを附属 4 校園で継続した。また、附属幼稚園では「保護者の転勤に伴う帰国子女の受け入れに関する申し合わせ」に基づき入園選考試験を実施し受け入れた。 先進モデル授業の研究開発については、令和 2 年度より附属小学校、中学校及び教育学部、長崎県教育委員会（県教育センター）との協働研究プロジェクトを発足させ、計画的に推進し、令和 3 年度はその定着を図った。具体的な研究内容は、①読解力育成の観点からの授業改善（長崎県読解力育成プラン等を軸にした学力向上）、②GIGA スクール構想の観点からの授業改善（「1 人 1 台端末環境での授業づくり）、③ふるさと教育の観点からの授業改善（ふるさとへの愛着と誇りを持ち、ふるさとの将来を担おうとする実践力の育成）、④学習指導要領改訂の観点からの授業改善、である。 特別な支援を要する児童生徒の教育研究については、令和 2 年度まで、文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援研究事業」「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」を継続受託して、附属幼稚園、小学校、中学校に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の支援や合理的配慮を推進してきたが、支援を恒久的な取組として位置づけるため、教育学部教育臨床センターの立ち上げを計画し、内規を令和 2 年 11 月に制定して設置した。令和 3 年度は附属特別支援学校とも連携し、附属幼稚園、小学校、中学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒の支援・合理的配慮を引き続き推進した。 長崎県の教育課題への対応としては、令和 2、3 年度ともに、長崎県検証改善委員会と学力調査検討委員会に附属小学校、中学校教員を各複数名・複数回派遣し、課題分析を行った上で改善授業計画を立て、長崎県教育委員会と教育学部との共催による授業改善研修会として、附属小学校と中学校で公開授業を行った。
【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教	III	(令和 2 及び 3 事業年度の実施状況)

<p>育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の主免実習（9月期）オリエンテーション時に行った事前アンケートから、新型コロナウイルス感染症に関する不安を多くの学生が記述しており、令和2、3年度ともに学部長、実習委員長によるオンライン説明会を実施し、不安の解消に努めた。なお、実習校の幼児児童生徒への感染を防ぐため、令和3年度の主免実習（9月期）開始に当たり、コロナウイルスワクチン接種を2回終了していない学生にPCR検査を実施し陰性であることを確認するとともに、2月期の附属特別支援学校の主免実習では実習生に毎週1回のPCR検査を実施した。 令和2、3年度は、例年行っている実習前後のアンケートはWebを主とした方法で実施し、実習委員会で分析結果に基づき改善案が検討された。これを受け、令和3年度には、ICTを活用した実習の事前教育の実施に向け、附属小学校と中学校の教員が学部教員を対象としてGIGAスクール構想に対応した授業の現状報告と実際の使用環境を体験するFDを実施し、学部の講義や事前指導の改善を図った。 実習委員会では、合理的配慮が必要な学生に関する情報交換が複数回実施された。また、令和3年度には、合理的配慮文書の出されていない学生の中にも実習中配慮が必要な学生がいるとの指摘を受け、必要な情報把握とその伝達方法についての検討を開始した。 主免・副免実習中の大学教員による参観・指導について、令和2、3年度は感染症対策として原則ゼミナール指導教員のみ実施可能とした。 令和2、3年度ともに、各実習終了後、学部教員が参加した実習評価会が各附属学校園で開催され、成績評価のみならず、事前・事後指導、実習中の指導のあり方について協議が行われた。 教育学研究科の実習について令和2、3年度は、同感染状況やまん延防止等重点措置に配慮しつつ、教育委員会及び実習受入校（公立学校）、附属学校園、長崎県教育センターと適宜打合せを行いながら、実習期間の変更など弾力的な運用を依頼しつつ実施した。 令和2、3年度ともに、大学院の実習協力校に対して、実習生の様子や大学との連携に関するアンケート調査を行うとともに、教職大学院連携協力校等教育実習連絡協議会（感染症対策によりメール会議）を実施し結果と改善案を提示した。これを受け、令和3年度は、管理職養成コースと学級経営・授業実践開発コース間で教員の異動を行うことで指導体制の強化を図った。また、学校教育実践実習実施部会においてアンケートで明らかになった課題を検討し、次年度の実習指導体制や指導方法等の改善・充実につなげた。
<p>【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実験的・先導的な教育実践研究については、令和2年度より附属小学校、中学校及び教育学部、長崎県教育委員会（県教育センター）との協働研究プロジェクト（①読解力育成、②GIGAスクール構想、③ふるさと教育、④学習指導要領改訂の観点からの授業改善）を発足させ、計画的に推進して令和3年度はその定着を図った（再掲）。 地域の教育課題への対応については、令和2、3年度ともに教育委員会と連携して、長崎県検証改善委員会と学力調査検討委員会に附属小学校と中学校教員を各複数名・複数回派遣し、継続的に課題分析を行った（再掲）。 地域の教員を受け入れての研修については、新型コロナウイルス感染症のため教員研修の受け入れが制限されたが、附属小学校では感染症対策をとりつつ、令和2年度に複式学級についての研修を令和3年度は遊学研修を受け入れた。また同校教員が出前授業を実施するとともに地域の研修会の講師を務めた。附属幼稚園では令和3年度に幼稚園教諭、保育士、保育教諭のリカレント研修受け入れを、附属特別支援学校では初任者及び公立学校若手第2ステージ該当者の訪問研修の受け入れを再開した。

		<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の地域発信については、令和2、3年度ともに附属小学校、中学校で、上述の長崎県検証改善委員会と学力調査検討委員会による課題分析を踏まえ、長崎県教育委員会と教育学部との共催による授業改善研修会として公開授業を実施した（再掲）。また、令和2、3年度は感染症対策のため、教育学部と附属学校園の教員が連携・協働して展開した教育実践研究の成果を発表する教育実践研究フォーラムはオンライン形式を取り入れて開催した。令和2年度の附属幼稚園と小学校の教育研究発表会は参加人数の制限や運営の工夫を行い実施し、令和3年度の附属小学校、中学校、特別支援学校の教育研究発表会はオンライン形式で開催した。
<p>【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の教育課題の把握としては、令和2、3年度ともに、長崎県検証改善委員会と学力調査検討委員会に附属小学校と中学校教員を各複数名・複数回派遣し、課題分析を行った（再掲）。これにより、各教科に関する読解力に関する課題と克服するための授業方法の検討、長崎県が進めるふるさと教育の深化やGIGAスクール構想の進展に向けた検討が進み、附属小学校、中学校と教育学部、長崎県教育委員会（県教育センター）との協働研究プロジェクトの展開につながった。 組織的・継続的な連携・協働に関して、教育学部及び附属学校園の教育実践研究の更なる高度化、個性化を図るため、教育現場の課題解決を意図した研究を支援すべく、学部長裁量経費による研究企画推進委員会プロジェクト助成制度にて、令和2、3年度ともに、6件の協働研究を採択し、支援した。また、教育学部教員と附属学校園教員との経常的な共同研究を支援するため、研究企画推進委員会で令和2、3年度ともに、20件程度の研究を採択し、支援した。この他、令和3年度は、教育学部教員の附属学校園の教育実践研究への関心を高め連携を推進するため、附属小学校、中学校の研究発表会における教科・領域ごとの公開授業の指導助言者を早期に決定した。附属特別支援学校の研究推進委員会には教育学部特別支援教育コースの教員が経常的に参加し、教育実践研究の進め方や取組内容についての共通理解を図った。附属幼稚園と教育学部幼児教育コースの教員の連携では、園内研究会や園職員を対象とした教職セミナーで保育や研究の進め方について指導助言がなされた。 地域への情報発信による研究の高度化に関して、教育実践研究フォーラムを新型コロナウイルス感染症対策のため令和2、3年度ともにオンライン形式を取り入れて開催した。地域への成果発信の機会を設けることで、附属学校園教員の教育実践研究や学部・大学院教員と附属学校園教員の共同研究、大学院生の研究の高度化を促進した。

II 教育研究等の質の向上に関する特記事項

◇ 附属病院の状況

1. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組（教育・研究面の観点）

《ミッションの再定義を踏まえた各大学の特色・強みに関する教育や研究の取組状況》

○「長崎医療人育成室（N-MEC）」の設置後の事業拡大

本事業の更なる拡大・充実のため、令和2年度には3病院（長崎記念病院・長崎みなとメディカルセンター、済生会長崎病院）に医師4名、歯科医師1名、看護師1名を配置し、医科研修医を24名（長崎記念病院23名、済生会病院1名）、みなとメディカルセンターに歯科研修医23名を派遣。令和3年4月には教授1名を新規採用し、3病院（長崎記念病院・長崎みなとメディカルセンター、済生会長崎病院）に医師5名、歯科医師1名、看護師1名を配置している。

課題となっている地域中核病院等の医療人材不足の解消に繋げるため、令和3年度には本院から医科研修医16名（長崎記念病院15名、済生会長崎病院1名）、歯科研修医32名（長崎みなとメディカルセンター）を派遣した。医師不足解消と同時に長崎の医療を担う若手医師、研修医、看護師などの医療人育成も目的としており、地域に密着した医療機関において一般的医療や介護・福祉にいたるまでの包括的な研修を経験する場を提供することにより、高度医療や先進医療だけを学ぶのではなく、今後求められる地域医療を柔軟に学ぶ機会を提供している。また、長崎大学病院だけではなく長崎県内の研修医や若手医師を対象に教育セミナーなどを開催しており、幅広い医療人育成指導及び教育を継続的に行っている。

○「救急・国際医療支援室」の取組

救急・国際医療支援室の設置により、長崎みなとメディカルセンターの救急医療体制の運営支援及び初期研修医の救急診療に関する教育を行っており、令和3年には教員を1名増員し、更なる救急医療体制の支援・救急医療の教育に取り組み、地域の救急医療体制の安定化に努めている。

《臨床研究に関する各種法令等を遵守するために必要な組織体制（倫理審査委員会等）の整備状況》

○臨床研究センターの強化

本院臨床研究センターの増員を行い、平成28年度に7回開催した臨床研究を実施する研究者向けの講習会の開催数を年々増加させ、出席機会を増やすことで指針・法令等の遵守について教育を行っている（令和2年度には26回、令和3年度には24回開催）。また、あわせて倫理審査委員会委員を対象とした研修会を開催し（令和2年度7回、令和3年度7回）、倫理審査の質の向上を図り、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進した。

○倫理審査体制の整備

平成30年度には臨床研究倫理委員会のFERCAP（アジア太平洋地域倫理委員会フォーラム）による認証更新を行い、臨床研究法施行に伴う認定臨床研究審査委員会（CRB）を設置するなど、倫理審査を行う体制を整えた。なお、CRBにおける新規審査件数は令和2年度には21件、令和3年度には11件であった。

《高度先端医療の研究・開発に関する取組状況》

○臨床研究に対する支援の強化

研究支援を行う人材を増員し、研究計画書の作成支援、モニタリング等を行うなど、臨床研究の支援体制を継続的に強化しており、令和3年度には臨床研究センターの改組により、さらなる体制の整備を行った。本院が主導する医薬品等の開発としては、平成29年度から令和2年度までに医師主導治験を6件開始している。

○医工連携による研究開発の推進

本院は、医工連携による研究開発も推進しており、平成30年度～平成31年度に本学工学研究科と共同で行った「ロボットによる認知症自動診断予防システムの研究開発」では、平成30年度に「認知機能障害」を会話型ロボットとの会話により定量的に把握できる認知症予兆検知ロボットを開発し、平成31年度には、IoTとAIを活用することにより、従来の会話型ロボットで、高齢者の生活行動の見守りを可能とし、そこから生活機能の障害の度合いを定量的に把握できるシステムの開発に成功した。同システムについては、令和2年2月より当該ロボットの評価を目的とした実証実験を、本院において開始している。

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組（診療面の観点）

《医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）》

○周産期医療体制の充実

本院は、長崎県における周産期（妊娠満22週～生後満7日まで）医療にかかる病床数や人材の不足に対応すべく、新生児集中治療管理室（NICU）の拡充、母体・胎児集中治療管理室（MFICU）の設置を行い、令和元年度に長崎県より、県内2施設目となる「総合周産期母子医療センター」の指定を受けた。

令和2年4月には、それまで設けていた母体搬送の受入妊娠週数制限を撤廃し、妊娠週数に関わらず受入が可能となった。

また、日本周産期・新生児医学会周産期専門医の育成のための研修を実施しており、平成30年度には本院で研修を受けた医師2名が「母体・胎児」の専門医を取得、令和3年度には本院で研修を受けた医師2名が「母体・胎児」の専門医を、

2名が「新生児」の専門医を取得した。

＜医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況＞

○「転倒転落による骨折等を減少させるプロジェクト」の発足

平成29年に発足した「転倒転落による骨折等を減少させるプロジェクト」を継続し、適正な履物による転倒防止対策を徹底するとともに、転倒転落因子の一つである睡眠薬の適正使用を図るため、不眠時の対応フローを作成し、ベンゾジアゼピン系などリスクの高い薬剤の使用を制限するとともに、クリティカルパスの見直しを行ってハイリスク薬をすべて排除し、比較的リスクの少ない薬剤へ変更した。

また、転倒転落リスクアセスメントの評価を手術直後など転倒転落リスクの高い期間に改めて実施するなど、評価の見直しを頻回とするとともに、せん妄リスクアセスメントと連携し、せん妄対策の実施による転倒転落の防止を図っている。

○「肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症リスク評価率の調査」の実施

肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症予防に向け、平成29年度より診療科別・病棟別での肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症リスク評価率の調査を開始した。

全部署のリスクマネージャーへ調査結果を還元し、入院時のリスク評価とリスク状態に合わせての介入を促している。

平成28年度まで遡って調査したところ、当初は評価率30%台であったのが徐々に上昇し、令和元年9月には76.5%まで向上、その後も毎月76.5%前後で推移している。

＜患者サービスの改善・充実に向けた取組状況＞

○患者満足度調査の実施

毎年10月～12月頃、院内患者サービス全般について、外来・入院患者に対しアンケート調査を実施している。

成果としては、調査結果は患者サービス推進委員会として担当部署に通知し改善を依頼しており、病院改善のための実態調査の各種資料の一つとして活用している。

(アンケート調査を踏まえた患者サービス推進委員会の取組例)

	意見・要望等	対応	対応年月
①	患者相談室の充実	相談員の増員（4名→6名へ）	令和2年4月
②	渋滞問題に係る駐車場整備	立体駐車場建設	令和2年11月使用開始
③	フリーWi-Fiの整備	病棟・外来全エリアにて患者専用フリーWi-Fiが利用できる環境整備	令和4年3月

＜がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況＞

○高度救命救急センターへの指定

本院は、平成30年4月1日付で、長崎医療センターとともに県内初の「高度救命救急センター」に指定された。高度救命救急センターでは、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対し、24時間常に手術が可能な高度救命救急医療体制の維持が求められており、本院は長崎県内唯一の特定機能病院でもあることから、地域医療の最後の砦として救命率の向上に尽力している。

また、同センターは、厚生労働省が実施する充実段階評価において、平成30年から令和3年度まで、最高評価となる「S評価」を継続して取得している。

○災害医療における院内業務調整員の養成

災害医療活動において、傷病者のトリアージ(Triage)、治療(Treatment)、搬送(Transport):TTTには、指揮命令系統(Command)、安全(Safety)、情報共有(Communication)、評価(Assessment):CSCAの確立が大前提であることから、業務調整員(被災地で活動する医療スタッフを後方支援する人材)が担うロジスティクスはCSCAを支える重要な要素である。

このことを踏まえ、本院の災害対応力強化のため、災害医療における業務調整員を養成するUNLOST(University of Nagasaki Logistics Support Team)隊員養成研修コースを、看護師や事務職員等を対象に平成29年度より実施している。

平成29年度は16名、平成30年度は8名、平成31年度は12名、及び令和3年度は12名に対し養成研修を実施し、計48名をUNLOST隊員として院内認定した。

なお、令和2年度はCOVID-19診療に注力し、また、感染拡大防止のため研修自体を実施できなかったが、COVID-19診療対応に際して、令和2年4月、院内に災害対策本部を設置し、現在に至るまで、その事務局における各種調整業務を災害医療支援室員、DMAT隊員と共にUNLOST隊員も活動した。

○ODPC機能評価係数Ⅱの評価

医療機関が担うべき役割や地域の実情に応じて求められている医療機関の機能を評価する「DPC機能評価係数Ⅱ」について、本院は、平成30年度に大学病院本院群(82病院)で最も高い係数の0.1157となった。以降、平成31年度は4月に0.1188、令和元年10月に0.1143、令和2年度及び令和3年度は0.1148と、大学病院本院群(82病院)で最も高い係数を維持し続けている。

＜医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況＞

○医師の働き方改革(複数主治医制の推進)

医師の業務負担を軽減すべく、令和元年度よりすべての病棟において入院に係る複数主治医制を導入している。令和2年度からは一部の外来においても複数主治医制を導入したが、診療科による状況の違いもあり、全ての外来での導入には至っていなかったため、令和3年度は、導入済みの診療科にアンケートを実施し、

導入によるメリット及びデメリットをポスターの形に整理し、未導入の診療科に対して導入を働きかけた。アンケート結果を踏まえ、令和4年度には制度の見直しを検討することとしている。

○タスクシフティングの推進

医師の負担軽減を目的として看護師が診療の補助である特定行為を行うための研修を受講するため、令和元年度に看護師特定行為研修の指定研修機関としての申請を行い、厚生労働大臣による指定を受けた。特定行為区分は7区分13行為として令和2年4月に開講、本院に勤務する看護師7名を第1期研修生として受け入れた。第1期生は令和2年4月～令和3年8月の期間で研修を受け、令和3年8月には特定行為研修管理委員会で全区分の研修において全研修生の修了が了承され、令和3年9月に修了証書が授与された。令和3年度は、第2期生として8名が入講し、6月より研修を開始している。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組（運営面の観点）

≪管理運営体制の整備状況≫

○組織運営体制の強化

担当毎の副病院長、看護部及び事務部の連携を強化することを目的として、「総務」、「安全」、「診療」、「経営」、「人事」、「歯科統括」、「看護統括」及び「事務統括」担当の副病院長が連携・情報共有できる場として「執行部会議」を毎月2回開催し、円滑な運営体制の構築を図っている。

≪外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況≫

○病院機能評価等、外部評価の認定状況

優れた医療人の育成を目的に臨床研修病院を評価するNPO法人「卒後臨床研修評価機構」により、機構が定める認定基準に達しているとして平成30年3月に認定を受け、令和4年1月に更新審査を受審した。

≪収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）≫

○収支の改善に向けた取組

令和元年10月の消費税増税に伴い、外来駐車場整理料を市内病院駐車場及び周辺のコインパーキング料金を参考に値上げした。さらに令和2年11月に第5立体駐車場の整備と同時に再度値上げし、収入の増加を図った。

≪地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化に向けた取組状況≫

○地域連携強化に向けた取組

取組	概要
診療科アピールポイントチラシの企画・発送	初診患者増を目的として、診療科毎に曜日毎の初診担当医、専門の案内といった内容のチラシを作成し、主に長崎県内の紹介先の多い病院を選び定期的に配付。 (平成29年8月、30年1月、31年5月、11月、令和元年5月、令和2年2月、10月、令和3年6月、11月に発送)
長崎県医療看護人材開発講座に参加	令和3年度開催された長崎県医療介護人材開発講座「地域医療構想のデータを基に長崎の現状と未来を描くシリーズ」勉強会に参加し、地域の医療機関とのデータの共有、現状の把握を行う

≪その他継続的・安定的な病院運営のための取組≫

○その他継続的・安定的な病院運営のための取組

増収減益が続く状況から、人事・設備・保守・委託等について予算執行から承認までのフローを令和元年10月に作成し、支出予算のコントロールを図った。また、令和2年11月には、フロー内容を見直し、設備等購入後の検証を実施する事などを定めた。これにより人事・設備等に関する不要または過剰な要望の抑制を図った。

2. その他

≪その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等≫

○医師の地域偏在の解消とキャリア形成支援、離島・へき地の医師確保

本院の地域医療支援センターでは、長崎県内の医師附属の状況等を医療圏毎に把握・分析しており、地域枠等の医学生や医師のキャリア形成支援と一体的に行うことにより医師の地域偏在の解消と地域医療の安定的な人材確保を行っている。また、診療所等の医師確保や代診医の派遣等を行い、該当地域における住民への医療提供体制確保に努めている。令和3年度は198日間の代診医師の派遣・診療応援を行った。

また、継続的に県内の医師不足の状況等を個々の医療機関レベルで把握・分析しており、地域医療を志望する医師の情報収集やデータの蓄積、リクルート活動も行っている。

○院内病児保育施設の利用促進

病院勤務職員のうち子育て中の職員を対象に、安心して勤務できる職場環境を

提供するため、院内病児保育施設の利用を推進しており、令和2年度の登録者数は23人、延べ利用者数は59人、令和3年度の登録者数は73人、延べ利用者数は159人であった。登録料（初回のみ）5,000円、利用料（1回）3,000円のうち、令和3年度より登録料5,000円を廃止したことにより利用者の増加につながった。今後は、対象児童を現状の「未就学児」から「小学校3年生まで」に拡大する予定である。

◇ 附属学校の状況

1. 特記事項

○附属学校園の規模適性化に向けた附属学校園の改組

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」を踏まえて附属学校園の規模の適性化を検討し、令和3年度から附属幼稚園の改組を開始した。連動して、連絡入学児童が減少するとともに、地域の年少人口の減少が見込まれる附属小学校の改組に向け、令和5年度から年次進行で1学級定員を縮減（単式：30人→26人、複式8人→6人）することを検討した。その上で、令和3年12月と令和4年3月に文部科学省に説明・相談を行い、了承を得た。検討の過程において、改組による学級定員の縮減で、地域の公立学校の実態に即した実態となること、教員の業務負担の軽減につながり働き方改革の推進に資すること、教育・研究の質の向上につながることで、教育実習の質を担保できること、が改めて確認できた。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

▼教育課題への対応

○学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的な取組

これまで、長崎県における喫緊の教育課題について、①課題発見・解決力の育成による学力向上、②複式学級等における指導法研究の深化、③小学校外国語活動等の先進的授業研究、④発達障害の可能性のある児童生徒への教育的支援やインクルーシブ教育の推進の4つを重点課題として地域展開を実施してきた。令和2年度より、附属小学校・中学校及び教育学部、長崎県教育委員会（県教育センター）との協働研究プロジェクトとして、①～③にGIGAスクール構想を合わせて再編し、①読解力育成の観点からの授業改善、②GIGAスクール構想の観点からの授業改善、③ふるさと教育の観点からの授業改善、④学習指導要領改訂の観点からの授業改善、に関する取組を発足させ、計画的に推進して令和3年度はその定着を図った。

○審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先した取組

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」を踏まえて附属学校園の規模の適性化を検討し、令和2年度は、令和3年度に実施する附属幼稚園の改組に向け、入園選考試験の選抜方法や広報を改善した。これと連動して令和3年度は、連絡入学児童が減少するとともに、地域の年少人口の減少が見込まれる附属小学校の改組に向け、令和5年度から年次進行で1学級の定員縮減（単式：30人→26人、複式8人→6人）することを検討した。その上で、令和3年12月と令和4年3月に文部科学省に説明・相談を行い、了承を得た。（再掲）

○地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、多様な子供たちを

受け入れながら、様々な教育課題の研究開発の成果を公表等する取組

平成 29 年度から、「長崎大学教育学部附属学校園における多様な子どもの受け入れ方針」と「多様な子どもの受け入れ方針にかかわる行動計画」に基づいて、多様性のある幼児児童生徒受け入れを附属 4 校園で継続しており、入学しているそれぞれの学校園で合理的配慮を実施している。関連して平成 26 年度から令和 2 年度まで、文部科学省の事業を継続受託して、附属幼稚園、小学校、中学校に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の支援や合理的配慮を推進するための実践研究を行い、講演会・事業報告会の実施や報告書の作成、学内外での口頭発表・研修講座の実施、大学紀要への掲載を通して成果を公表してきた。これらの研究・教育支援活動を恒久的な取組として位置づけるため、令和 2 年度に教育学部教育臨床センターを設置した。令和 3 年度は附属特別支援学校と連携し、附属幼稚園、小学校、中学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒の支援・合理的配慮を推進した。

▼大学・学部との連携

○附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され機能している状況

附属学校の運営は、平成 22 年度より学部教員に加え、公立学校から赴任した附属学校園の校長が委員として参画している附属学校運営協議会の審議に基づき行っている。議長は、附属学校園担当の副学部長が務めている。附属学校運営協議会は原則月 1 回の定例会(年 10 回程度)を開催し、附属学校及び教育学部と附属学校園間の課題解決、情報共有等のための協議を行っている。

令和 3 年度は、令和 2 年度と同様の新型コロナウイルス感染症対策に加え、「長崎大学教育学部附属学校入学者選考規程」の一部見直しを検討し、附属幼稚園・小学校・中学校の入学者選考にあたり健康診断を廃止すること、附属幼稚園・小学校・中学校から附属特別支援学校への連絡入学が可能なること、附属特別支援学校の入学者選考方法の変更(精神発達検査の廃止と行動観察の追加等)することを確認して規程を改正した。また、令和 5 年度からの附属小学校改組に関する文部科学省への説明資料に関する検討を行い、入学者定員の縮減の方向性やそれによる効果等、記載内容を確認した。

○大学・学部の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校で授業を担当、行事へ参加するなどのシステムの構築状況

長崎大学の教員養成分野のミッションの再定義に基づき、学校現場で指導経験のない大学教員が授業実践研修を通じて実践的指導力の向上を図るため、平成 30 年度に「教育学部附属学校園における実地指導研修の実施に関する申合せ」を制定し、学部の教員が最大 40 週附属学校園で研修する制度を構築した。

平成 30 年度と令和元年度には各 1 名の教員(助教及び教授)が、令和 2 年度には 2 名の教員(准教授)が、令和 3 年度には 1 名の教員(准教授)が研修を行った。

○附属学校が大学・学部における F D の実践の場として活用している状況

学校現場で指導経験のない大学教員が授業実践研修を通じて実践的指導力の向上を図るため、令和 2 年度には 2 名の教員(准教授)が附属幼稚園と附属中学校で、令和 3 年度には 1 名の教員(准教授)が附属小学校で研修を行った(再掲)。

GIGA スクール構想の推進により、子ども一人 1 台端末による学びの保障環境の整備が進み、教育実習においても事前に学生が ICT を活用した指導の基本を学修しておくことが重要となる。学部教員による実習の事前教育に資するため、附属小学校と中学校の教員が学部教員を対象として、令和 3 年 7 月に、GIGA スクール構想に対応した授業の実践報告と実際の端末使用環境を体験する FD を実施した。

○大学・学部のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発への取組状況

教育学部教員の専門性を附属学校園の教育研究に反映させるため、附属学校園の研究発表会では指導助言を行っている。令和 2 年度は、附属幼稚園と附属小学校の研究発表会で教育学部教員が指導助言を行った。教育学部教員の附属学校園の教育実践研究への関心を高め連携を更に推進するため、令和 3 年度は、附属小学校、中学校の研究発表会における教科・領域ごとの公開授業の指導助言者を早期(4～5月)に決定した。附属特別支援学校の研究推進委員会には教育学部特別支援教育コースの教員が年間通じて経常的に参加し、教育実践研究の進め方や取組内容について助言を行うとともに共通理解を図った。附属幼稚園と教育学部幼児教育コースの教員の連携では、園内研究会や園職員を対象とした教職セミナーで保育や研究の進め方について指導助言を実施した(4月、8月)。

加えて令和 3 年度は、教育学部の実務家教員が附属学校園の校長、教頭を対象に、ハラスメントをテーマとした管理職研修を実施した(8月)。

○附属学校での実践研究の成果が大学・学部の教員養成カリキュラムに反映されるシステムの構築状況

平成 16～18 年に附属小学校に複式学級が整備され、複式学級の指導法が研究・構築されてきた。これに伴い、平成 19 年度には学校教育実地体験実習(現：蓄積型体験学習)の中に離島・へき地実習が整備され、平成 28 年度から教育学部小学校教育コースに離島教育プログラムが開設された。

これを受けて、令和 2 年度の長崎県公立学校教員採用試験から離島教育特別枠(小学校 4 名)が設定された。令和 3 年度は離島教育プログラム履修者 14 名のうち、7 名が長崎県の小学校教諭に採用された(このうち、離島教育特別枠での採用者は 1 名：大学院進学のため名簿登録期間を延長)。

①大学・学部における研究への協力

○大学・学部の教育に関する研究へ組織的に協力する体制及び協力状況

令和 2 年度より教育学部に設置された教育学部教育臨床センターの運営に附属特別支援学校の教員(特別支援教育コーディネーター)が参画し、令和 3 年度には、附属特別支援学校と連携し、附属幼稚園、小学校、中学校に在籍する特別な

支援を要する児童生徒の研究・教育支援活動及び合理的配慮を推進した（再掲）。また、教育現場における ICT 活用力の涵養に資するため、令和3年度は附属小学校の教員が大学院や学部の授業において、GIGA スクール構想に関する講義を行った（6月、7月）。

○大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践状況

教育学部教員と附属学校園教員との経常的な協働・連携研究を支援するため、毎年実践研究を公募し、平成28年度以降の各年度19件以上の研究が実施されている（令和2年度：21件、令和3年度：20件）。その成果は、毎年11月に開催している教育実践研究フォーラム等で公表されている。

○大学・学部との連携により、学校における実践的課題解決に資するための研究活動状況

教育学部及び附属学校園の教育実践研究の更なる高度化、個性化を図るため、教育現場の課題解決を意図した研究を支援すべく、平成28年度以降、学部長裁量経費によるプロジェクト助成制度を設けており、令和2、3年度は各年度6件の協働研究を採択した。その成果は、教育実践研究フォーラムや関連学会における口頭発表、教育学部の教育実践研究紀要等で公表されている。また、附属小学校と中学校では、新型コロナウイルス感染症の第5波により、夏季休業明けから4日間のオンライン授業を実施し、学部と協力して、児童・生徒、保護者、教員等の感想や実施方法等を記録した報告書を作成し、県内の教育委員会等に提供した。

②教育実習

○質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入状況

令和3年度の主免実習（9月期）開始後1週間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休業せざるを得なかったが、この間も動画教材の作成・配信やオンライン授業の実施を実習生に体験させることで、ICTを活用した指導の実践的学びとなり、質の高い実習内容となった。

また、令和2年度の主免実習（9月期）オリエンテーション時に行った事前アンケートから、新型コロナウイルス感染症に関する不安を多くの学生が記述しており、令和2、3年度ともに学部長、実習委員長によるオンライン説明会を実施し、不安の解消に努めた。なお、実習校の幼児児童生徒への感染を防ぐため、令和3年度の主免実習（9月期）開始に当たり、コロナウイルスワクチン接種を2回終了していない学生にPCR検査を実施し陰性であることを確認するとともに、2月期の附属特別支援学校の主免実習では実習生に毎週1回のPCR検査を実施した。

○大学・学部の教育実習計画が附属学校を十分に活用している状況（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）

小学校の主免・基礎免（特別支援教育コース）実習は、これまで全て附属小学校で実施してきたが、受け入れ学生数を適正化し児童数・学級数に応じた質の高

い教育実習を提供するため、令和2年度に公立学校実習の開始に向けた環境整備を行い令和3年度より導入した。実習の成績について、公立学校実習では附属学校における実習に比べ、評価が高くなる傾向が見受けられたことから、令和4年度以降にその傾向を検証し、必要に応じて評価基準等の見直しを検討することを確認した。

○大学・学部の教育実習の実施への協力を行うための適切な組織体制の状況

実習の事前指導は附属学校園の教員が担当し、実習に臨む心構えや各校園の教育課程、指導案の作成や授業づくり等のガイダンスを行っている。主免・副免実習中は、大学教員による実習参観・指導を受け入れているが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症対策として原則ゼミナール指導教員のみ実施可能とした。また、毎年各実習終了後、附属学校園の教員に加えて学部教員が参加した実習評価会が各附属学校園で開催され、成績評価のみならず、事前・事後指導、実習中の指導のあり方について協議を行っている。

▼地域との連携

○教育委員会と附属学校との組織的な連携体制の構築状況

附属小学校と中学校では、毎年、長崎県検証改善委員会と学力調査検討委員会に附属小学校、中学校教員を各複数名・複数回派遣し、課題分析を行った上で改善授業計画を立て、長崎県教育委員会と教育学部との共催による授業改善研修会として公開授業（令和3年度は11月実施）を行っている。本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、対面参加を教育学部教員と県教育委員会職員のみとし、オンライン開催（オンデマンド配信）した。

附属学校園で実施される教育研究発表会（公開研究発表会）の開催に当たっては、学部の教員と教育委員会教員（指導主事等）がそれぞれの立場から指導助言を行う体制が構築されている。

○地域の学校が抱える教育課題の解決に向けた教育委員会との連携状況

地域の学校が抱える教育課題の解決に資するため、教育学部では教育支援事業が整備されており、地域の教育委員会を通じた申し込みに応じて、附属学校園や教育学部の教員が出前授業や研修会を実施している。附属学校教員による実施件数は、平成28年度5件、平成29年度12件、平成30年度13件、令和元年度12件、令和2年度3件（新型コロナウイルスの対策を優先したため）、令和3年度8件である。

○教育委員会と連携し、広く県内から計画的に教員を派遣・研修している状況 また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献の状況

地域の教員を受け入れての研修については、新型コロナウイルス感染症のため教員研修の受け入れが制限されたが、附属小学校では感染症対策をとりつつ、令和3年度は遊学研修を受け入れた。また同校教員が複式学級の指導等についての出前授業を実施するとともに地域の研修会の講師を務めた。同年度、附属幼稚園では幼稚園教諭、保育士、保育教諭のリカレント研修受け入れを、附属特別支援

学校では初任者及び公立学校若手第2ステージ該当者の訪問研修の受入れを再開した。さらに、附属小学校では令和4年度からの出前研修の実施と遊学研修の受け入れのため、それぞれの内容例と申込み方法を記載したパンフレットを作成しており、今後県内に広く周知予定である。

また附属小学校・中学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業期間中に、GIGA環境を利用して授業のオンライン配信が実施された。これらの実績は、オンライン授業に関わる先進的な事例として、長崎県教育委員会や長崎県校長会からの要請で、教育委員会及び公立小中学校・県立高校との間で共有することや公開授業を実施することが望まれ、令和3年度長崎県教育の情報化フェスタ（対象：学校教職員、市町教育委員会）において、「臨時休業中のオンライン授業」について附属小学校・中学校が実践発表を行った（11月）。

▼附属学校の役割・機能の見直し

○附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについての検討や取組状況

長崎大学教育学部附属学校園は、教育学部・大学院教育学研究科及び県教育委員会との組織的な協働により、児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し、地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献することを目的と掲げている。

令和3年度は、コロナ禍のため、附属幼稚園は全国国立大学附属学校連盟幼稚園部会の教育研究集会を7月にオンラインで主催し、附属中学校は研究発表会を10月にオンライン開催した。附属小学校と附属特別支援学校は2月に研究発表会を、オンラインを活用して実施した。さらに、長崎県教育委員会との共催で附属小学校・中学校における授業改善研修会を11月にオンライン実施した。また、教育学部や大学院教育学研究科教職実践専攻の実習は、感染症対策をとりつつ、ほぼ予定通り実施した。なお、同感染症拡大の影響で臨時休校になった際に附属小学校・中学校で実施したオンライン授業の情報を、先進的な実践例として長崎県教育委員会等に提供した。この様に、附属学校の役割であるモデル授業の提案・発信、教員養成実習校としての役割の遂行、研究成果の還元を着実に進めている。

○附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用に向けた取組

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」を踏まえて附属学校園の規模の適性を検討し、令和3年度から附属幼稚園の改組を開始した。これと連動して令和3年度は、連絡入学児童が減少し、かつ地域の年少人口の減少が見込まれる附属小学校の改組に向け、令和5年度から年次進行で1学級の定員縮減（単式：30人→26人、複式8人→6人）することを検討した（再掲）。これにより、教育・研究の質の一層の向上と教員の業務負担の軽減を図る。業務負担の軽減に関連して同報告書では、早急に対応すべきこととして「教員の働き方改革のモデル提示」について指摘している。そのため本学では、令和元年11月より、ダイバーシティ推進センターと学部・附属中学校が連携し、

ワークライフインベーション（働き方改革）に関する会議を定期的の実施し、令和2年度には最終報告会が実施された。この様な働き方改革を推進・維持し他の附属学校園に波及するため、令和3年度の附属学校運営協議会において、附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校それぞれが、働き方改革に関する各校の課題を整理して解決するためのKPI（重要業績評価指標）を策定し、大学の働き方改革を推進する長崎大学ダイバーシティ推進センターの協力の下、報告会を開催した（12月、3月）。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 4,020,425千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 4,020,425千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	実績なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>1 重要な財産を譲渡する計画 ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町201番，1,677.94㎡）を譲渡する。</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。</p>	<p>1 重要な財産を譲渡する計画 ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町201番，1,677.94㎡）を譲渡する。</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。</p>	<p>1 重要な財産を譲渡する計画 立岩職員宿舍跡地について、平成27・28年度と2度にわたり売却入札公告を行ったが、応札者がなかった。再度、不動産会社へ査定を行ったところ、一定の評価があったため、最低売却価格を適正化し再度公告する方針とした。</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物について、以下のとおり担保に供した。</p> <p>担保物件の表示</p>

		<p>敷地 長崎市坂本一丁目 48 番 2 外 土地 178,035.2 m²</p> <p>建物 長崎市坂本一丁目 93 番外 42,437.29 m² 病棟・診療棟及び渡り廊下(コリドー)ル 2,242.76 m² 国際医療センター 40,292.59 m² 病院本館 18,598.24 m² 中央診療棟 所有者 国立大学法人長崎大学</p>
--	--	---

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>平成 29 年度から令和元年度の決算により生じた剰余金の文部科学大臣承認額については、役員会の議を経て、病院医療設備整備事業、葉國璽交流会館整備事業、国際学生宿舎整備事業準備経費、附属図書館経済分館改修事業、新学部設置設備整備事業、化学物質管理システム整備事業など、総額 864,216 千円を充当した。</p> <p>令和 2 年度決算により生じた剰余金の文部科学大臣承認額：889,182 千円ならびに令和 3 年度決算により生じる見込みの目的積立金相当額については、第 4 期中期目標期間への繰り越しを申請し、承認後、「プラネタリーヘルス実現に資する教育研究推進事業及び環境整備事業」や「病院再整備事業及び機能維持に係る施設・設備整備事業」に充当する予定である。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
・(文教町)管理棟耐震改修 ・附属練習船長崎丸建造 ・小規模改修	総額 6,838	施設整備費補助金等 (6,460) (独)大学改革支援・ 学位授与機構施設費 交付金 (378)	(文教町) 総合研究棟改 修(情報系) (文教町他)基幹・環境整 備(衛生対策) (坂本) 実験研究棟 (坂本)BSL-4施設付帯設 備 (坂本他) ライフライン 再生(給排水設備) (坂本) 基幹・環境整備 (給排水設備等) (坂本) 研究教育棟 (坂本) 附属病院多用途 型トリアージスペース 整備事業 (坂本) ライフライン再 生(通信設備) (医病) ライフライン再 生(構内交換設備等) (医病) ライフライン再 生(無停電電源設備等) 小規模改修 新興・再興感染症研究基 盤創生事業(BSL 拠点形成 研究)	総額 4,836	施設整備費補助金 (1,835) 先端研究等施設整備費 補助金 (932) 長期借入金 (268) 大学改革支援・学位授 与機構施設費交付金 (41) 医療研究開発推進事業 費補助金 (1,760)	(文教町) 総合研究棟改 修(情報系) (文教町他)基幹・環境整 備(衛生対策) (坂本) 実験研究棟 (坂本)BSL-4施設付帯設 備 (坂本他) ライフライン 再生(給排水設備) (坂本) 基幹・環境整備 (給排水設備等) (坂本) 研究教育棟 (坂本) 附属病院多用途 型トリアージスペース 整備事業 (坂本) ライフライン再 生(通信設備) (医病) ライフライン再 生(構内交換設備等) (医病) ライフライン再 生(無停電電源設備等) (坂本他)災害復旧事業 小規模改修 新興・再興感染症研究基 盤創生事業(BSL 拠点形成 研究)	総額 4,818	施設整備費補助金 (1,839) 先端研究等施設整備費 補助金 (932) 長期借入金 (246) 大学改革支援・学位授 与機構施設費交付金 (41) 医療研究開発推進事業 費補助金 (1,760)
(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目 標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設 備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加され ることもある。								
(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同 額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金等、(独)大学改革支援・ 学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要 額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の 予算編成過程等において決定される。								
			(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案 した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の 改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

施設・設備の整備については、計画に基づき適切に実施している。

なお、予定額における計画と実績の差については、災害復旧事業の追加の他、施設整備費補助金及び長期借入金で行った一部事業において、当初計画以下の費用で事業内容が完了したことによる。それら以外の事業については、計画通り実施している。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>○ 採用方針 年俸制やクロス・アポイントメント制度を活用し、優秀な若手教員及び外国人教員等を積極的に採用する。 また、ダイバーシティマネジメントを推進し、女性教員及び女性管理職の在職率を向上させる。</p> <p>○ 人事管理方針 人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。 また、適切な業績評価体制を整備し、年俸制適用者への評価を行う。 さらに、研究者の業務特性に鑑み、柔軟な勤務形態のひとつとしてテレワーク等の新たな勤務形態を導入する。</p> <p>○ 人材育成方針 若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。 また、グローバル化に対応するため、新たに海外教育研究拠点を活用した研修を実施するとともに、他大学等と連携した研修を通じ能力開発を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中総額 153,509 百万円を支出する。(退職手当は除く。)</p>	<p>○ 採用方針 年俸制について、整備した規則に基づき、引き続き新規採用教員に新たな年俸制を適用する。 また、女性教員の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。</p> <p>○ 人事管理方針 人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。 また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークについて学内会議で周知等を徹底し、制度の利用を拡大させる。</p> <p>○ 人材育成方針 若手事務職員の意欲及び能力を向上させるため、引き続き調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。</p> <p>(参考1) 令和3年度の常勤職員数 1,769 人 また、任期付職員数の見込みを 460 人とする。 (参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 26,687 百万円</p>	<p>○ 採用方針 《年俸制の適用》 (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【中期計画 24-2】(P. 9) 参照</p> <p>《ダイバーシティマネジメント》 (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【中期計画 24-3】(P. 9) 参照</p> <p>○ 人事管理方針 《人件費管理》 引き続きポイント制により円滑に運用している。また、「第3期中期目標期間の人件費削減方針(平成28年7月役員会決定)」に基づき、配分ポイントの削減、定年退職の後任補充の一時的凍結を着実に実施している。</p> <p>《テレワーク》 (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【中期計画 24-1】(P. 9) 参照</p> <p>○ 人材育成方針 (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【中期計画 26-2】(P. 18) 参照</p>

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

○ 別表1（学部の学科，研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科，研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	多文化社会学科	400	454	113.5
教育学部	学校教育教員養成課程	840	857	102.0
経済学部	総合経済学科			
	・昼間コース	1,060	1,127	106.3
	・夜間主コース	240	270	112.5
	・編入学	30	35	116.6
医学部	医学科	743	773	104.0
	保健学科	444	424	95.4
歯学部	歯学科	300	311	103.6
薬学部	薬学科	240	253	105.4
	薬科学科	160	170	106.2
情報データ科学部	情報データ科学科	220	226	102.7
工学部	工学科	1,420	1,530	107.7
環境科学部	環境科学科	530	570	107.5
水産学部	水産学科	440	475	107.9
学士課程 計		7,067	7,475	105.7
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	20	26	130.0
経済学研究科	経済経営政策専攻（前期）	30	26	86.6
工学研究科	総合工学専攻	440	410	93.1
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻（前期）	70	67	95.7
	環境科学専攻（前期）	50	42	84.0

医歯薬学総合研究科	災害・被ばく医療科学共同専攻	20	18	90.0
	保健学専攻	50	55	110.0
	生命薬科学専攻	72	67	93.0
熱帯医学・グローバルヘルス研究科 ※秋季入学	グローバルヘルス専攻	62	73	117.7
修士課程 計		814	784	96.3
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	6	7	116.6
経済学研究科	経営意思決定専攻（後期）	9	13	144.4
工学研究科	生産システム工学専攻	45	48	106.6
	グリーンシステム創成科学専攻（5年一貫）	25	11	44.0
水産・環境科学総合研究科	環境海洋資源学専攻（後期）	36	40	111.1
	海洋フィールド生命科学専攻（5年一貫）	25	4	16.0
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	240	374	155.8
	新興感染症病態制御学系専攻	80	95	118.7
	放射線医療科学専攻	20	30	150.0
	先進予防医療科学共同専攻	40	45	112.5
	生命薬科学専攻（後期）	30	23	76.6
熱帯医学・グローバルヘルス研究科 ※秋季入学	グローバルヘルス専攻	15	15	100.0
	NU-LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻	15	15	100.0

博士課程 計		586	720	122.8
教育学研究科	教職実践専攻 (専門職学位)	56	53	94.6
専門職学位課程 計		56	53	94.6
附属小学校		588	562	95.5
附属中学校		420	425	101.1
特別支援学校		60	52	86.6
附属幼稚園		124	108	87.0
附属学校 計		1,192	1,147	96.2

○計画の実施状況等

定員充足が90%未満となる学科・専攻

学部の学科・研究科の専攻等名	収容定員と収容数に差が生じた理由
経済学研究科 経済経営政策専攻 (前期)	<p>コロナ禍の影響が大きいと考えられる。社会人学生については、業務多忙、配置換えによる転勤により、学業との両立が困難になった事例がみられる。</p> <p>留学生については特にダブル・ディグリープログラムの学生に顕著であるが、入国できないことにより留学の魅力が薄れたことが志願者減少に繋がったものと考えられる。</p> <p>また、一般学生については、就職の際に大学院（修士）よりも学部卒業の方が有利であるという全国的な傾向があることも志願者減少の要因の一つと考えられる。</p>

水産・環境科学総合研究科	環境科学専攻 (前期)	不景気が長期間続いている社会的背景の時節には、学部学生は大学院進学よりも、学部卒業後にただちに働き始めることを優先させる風潮になるため充足率が84%となったと考えています。
工学研究科	グリーンシステム創成科学専攻 (5年一貫)	入学後、2年間在学した学生が単位の修得等の条件を満たし退学する場合修士の学位が取得できることからこの制度を利用する学生がいること、また、平成30年度入学者まで支給していた研究奨励金を廃止した後入学者が減少したこと等の理由により定員充足率が90%未満となった。
水産・環境科学総合研究科	海洋フィールド生命科学専攻 (5年一貫)	定員充足率が90%未満となっている要因として、①学部4年生にとって5年後の博士取得までのキャリアパスを見通せないこと、②区分制の博士前期課程・博士後期課程修了者でも研究者となった例が多数あること、③多くの留学生は修士号を取得済のため区分制大学院への入学を希望していること、④研究奨励金（毎月5万円）が支給停止されたこと、が考えられ、今後の入学志願者も見込まれないことから、4年度入試より募集を停止した。

医歯薬学総合研究科	生命薬科学専攻 (後期)	<p>○本専攻 10 研究室のうち、この数年で4名の教授が定年退職した。こうした現状の中、博士後期課程に進学することを敬遠した大学院生がいた。</p> <p>○薬剤師国家試験受験資格取得を目指し、生命薬科学専攻から医療科学専攻へ進学した大学院生が毎年存在する。当該院生の研究テーマの性質上、生命薬科学専攻（博士後期課程）に進学はしなかったが、引き続き医療科学専攻（博士課程）の薬学系に進学し、研究活動を行っている。この分、生命薬科学専攻の充足率が低く見積もられることになっている。</p>
-----------	-----------------	--

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

○ 別表 2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成 28 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, K の合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)			
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
多文化社会学部	300	272	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	266	88.7
教育学部	960	982	1	0	0	0	23	18	15	0	0	0	944	98.3
経済学部	1,420	1,576	28	1	1	0	50	92	81	5	0	0	1,443	101.6
医学部	1,175	1,207	0	0	0	0	14	44	36	0	0	0	1,157	98.5
歯学部	300	318	0	0	0	0	12	22	18	0	0	0	288	96.0
薬学部	400	429	0	0	0	0	7	22	17	0	0	0	405	101.3
工学部	1,520	1,703	32	0	0	0	37	111	89	0	0	0	1,577	103.8
環境科学部	540	581	20	0	0	0	11	26	21	0	0	0	549	101.7
水産学部	440	476	1	0	0	0	14	20	15	0	0	0	447	101.6
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
教育学研究科	76	67	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	64	84.2
経済学研究科	39	44	16	1	0	2	3	6	3	10	0	0	35	89.7
工学研究科	505	504	53	3	0	3	8	13	13	1	0	0	477	94.5
水産・環境科学総合研究 科	181	187	46	7	0	3	9	19	18	7	0	0	150	82.9
医歯薬学総合研究科	517	707	71	23	0	0	107	66	38	7	0	0	539	104.3
熱帯医学・グローバルヘル ス研究科	42	31	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	30	71.4

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 29 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)			
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
多文化社会学部	400	369	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	359	89.8
教育学部	960	994	1	0	0	0	12	27	25	0	0	0	957	99.7
経済学部	1,330	1,454	22	0	0	0	39	80	63	3	0	0	1,352	101.7
医学部	1,179	1,206	0	0	0	0	20	43	35	0	0	0	1,151	97.6
歯学部	300	315	0	0	0	0	8	15	14	0	0	0	293	97.7
薬学部	400	432	0	0	0	0	9	26	15	0	0	0	408	102.0
工学部	1,520	1,665	38	0	0	0	34	109	96	1	0	0	1,535	101.0
環境科学部	530	563	16	0	0	0	13	17	14	0	0	0	536	101.1
水産学部	440	483	1	0	0	0	10	30	28	0	0	0	445	101.1
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
教育学研究科	76	62	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	59	77.6
経済学研究科	39	44	16	1	0	1	3	7	5	7	0	0	34	87.2
工学研究科	510	496	59	2	0	2	7	11	10	1	0	0	475	93.1
水産・環境科学総合研究 科	181	181	60	10	0	6	10	15	13	9	0	0	142	78.5
医歯薬学総合研究科	532	699	78	17	0	0	95	69	34	8	0	0	553	103.9
熱帯医学・グローバルヘル ス研究科	52	51	21	1	0	0	3	0	0	0	0	0	47	90.4

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 30 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	400	408	0	0	0	0	20	21	21	0	0	367	91.8
教育学部	960	982	2	0	0	0	17	14	12	0	0	953	99.3
経済学部	1,330	1,453	21	0	0	0	35	74	58	3	0	1,360	102.3
医学部	1,179	1,210	0	0	0	0	21	50	43	0	0	1,146	97.2
歯学部	300	313	0	0	0	0	6	15	12	0	0	295	98.3
薬学部	400	426	1	1	0	0	10	18	14	0	0	401	100.3
工学部	1,520	1,661	42	0	0	0	37	89	79	1	0	1,545	101.6
環境科学部	530	568	19	0	0	0	23	13	12	0	0	533	100.6
水産学部	440	481	2	0	0	0	5	28	21	1	0	455	103.4
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学研究科	10	11	6	1	0	0	0	0	0	2	0	10	100.0
教育学研究科	66	44	1	0	0	0	1	0	0	0	0	43	65.2
経済学研究科	39	49	15	1	0	1	6	3	3	4	0	38	97.4
工学研究科	510	526	67	4	0	0	11	10	6	0	0	505	99.0
水産・環境科学総合研究科	181	164	58	12	0	6	9	13	9	6	0	128	70.7
医歯薬学総合研究科	537	688	79	19	0	0	101	57	31	6	0	537	100.0
熱帯医学・グローバルヘル ス研究科	72	58	29	1	0	0	2	0	0	1	0	55	76.4

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 31 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	400	435	2	0	0	0	27	13	13	0	0	395	98.8
教育学部	960	983	1	0	0	0	21	14	12	1	0	950	99.0
経済学部	1,330	1,456	19	0	0	0	33	68	59	9	0	1,364	102.6
医学部	1,179	1,204	0	0	0	0	16	46	41	0	0	1,147	97.3
歯学部	300	309	0	0	0	0	8	13	7	1	0	294	98.0
薬学部	400	422	1	1	0	0	8	16	13	0	0	400	100.0
工学部	1,520	1,650	38	0	0	0	39	67	56	1	0	1,555	102.3
環境科学部	530	569	19	0	0	0	14	21	18	3	0	537	101.3
水産学部	440	476	1	0	0	0	4	23	18	3	0	454	103.2
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学研究科	20	21	10	1	0	0	1	0	0	3	0	19	95.0
教育学研究科	56	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	91.1
経済学研究科	39	48	14	1	0	2	3	4	1	7	0	41	105.1
工学研究科	510	521	62	3	0	0	8	7	6	1	0	504	98.8
水産・環境科学総合研究科	181	171	48	11	0	2	8	6	3	2	0	147	81.2
医歯薬学総合研究科	542	682	75	18	0	0	108	56	28	3	0	528	97.4
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	82	78	38	5	0	0	1	1	1	2	0	71	86.6

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(令和2年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	400	448	3	0	0	0	24	28	22	2	0	402	100.5
教育学部	900	929	3	0	0	0	5	24	18	0	0	906	100.7
経済学部	1,330	1,430	21	0	0	0	39	51	27	7	0	1364	102.6
医学部	1,183	1,190	0	0	0	0	17	34	20	0	0	1153	97.5
歯学部	300	308	0	0	0	0	10	14	8	0	0	290	96.7
薬学部	400	425	1	1	0	0	11	13	4	0	0	409	102.3
情報データ科学部	110	116	6	0	0	0	0	0	0	0	0	116	105.5
工学部	1,470	1,585	31	0	0	0	29	85	57	0	0	1499	102.0
環境科学部	530	579	21	0	0	0	9	32	24	1	0	546	103.0
水産学部	440	478	2	0	0	0	9	19	11	0	0	458	104.1
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学研究科	23	26	10	0	0	0	1	1	1	2	0	24	104.3
教育学研究科	56	58	0	0	0	0	1	0	0	0	0	57	101.8
経済学研究科	39	43	17	1	0	4	5	4	2	3	0	31	79.5
工学研究科	510	499	59	6	0	3	11	7	5	0	0	474	92.9
水産・環境科学総合研究科	181	160	42	8	0	1	8	12	3	1	0	140	77.3
医歯薬学総合研究科	542	691	93	20	0	0	118	64	23	2	0	530	97.8
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	92	92	40	6	0	0	6	2	2	4	0	78	84.8

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(令和3年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の 対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履 修学生 に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	400	454	5	1	1	0	25	27	26	0	0	401	100.3
教育学部	840	857	3	0	0	0	3	15	13	0	0	841	100.1
経済学部	1,330	1,432	18	0	0	0	48	64	54	3	0	1330	100.0
医学部	1,187	1,197	0	0	0	0	22	28	23	0	0	1152	97.1
歯学部	300	311	0	0	0	0	7	17	13	0	0	291	97.0
薬学部	400	423	1	1	0	0	6	16	11	1	0	405	101.3
情報データ科学部	220	226	13	0	0	0	2	0	0	0	0	224	101.8
工学部	1,420	1,530	18	0	0	0	33	76	67	0	0	1430	100.7
環境科学部	530	570	21	0	0	0	14	24	21	0	0	535	100.9
水産学部	440	475	4	0	0	0	12	15	12	0	0	451	102.5
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会学研究科	26	33	13	1	0	0	4	2	2	1	0	26	100.0
教育学研究科	56	53	0	0	0	0	1	0	0	0	0	52	92.9
経済学研究科	39	39	14	0	0	1	7	3	2	8	0	29	74.4
工学研究科	510	469	57	7	0	4	13	9	8	0	0	437	85.7
水産・環境科学総合研究科	181	153	43	9	0	1	7	10	6	1	0	130	71.8
医歯薬学総合研究科	552	707	94	23	0	0	119	57	26	1	0	539	97.6
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	92	103	38	6	0	0	9	4	3	10	0	85	92.4

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。